

第十九回 参議院農林委員会會議録第四十三号

昭和二十九年五月二十六日(水曜日)午後一時四十七分開会

委員の異動
五月二十五日委員戸武君辭任につき、その補欠として、山下義信君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

片柳 眞吉君

理事

宮本 邦彦君
森田 豊壽君

委員

雨森 常夫君
川口爲之助君
佐藤清一郎君
重政 庸徳君
関根 久藏君
横川 信夫君
上林 忠次君
北 勝太郎君
河野 謙三君
江田 三郎君
河合 義一君
清澤 俊英君
松永 義雄君
松浦 定義君
鈴木 一君
鈴木 強平君

國務大臣

保利 茂君

農林大臣

平野 三郎君

第九部

農林委員会會議録第四十三号 昭和二十九年五月二十六日【参議院】

事務局側

農林省 大坪 藤市君
産局長
常任委員 安樂城敏男君
會專門員 倉田 吉雄君
會專門員 倉田 吉雄君

説明員

農林省農林經濟
局統計調査部長 所 秀雄君
農林省畜産
局統計調査部長 昌谷 孝君

参考人

農林中央
金庫理事 更級 學君

本日の會議に付した事件
○酪農振興法案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(片柳眞吉君) それでは只今から委員會を開会いたします。

本日は先ず酪農振興法案を議題といたします。昨日の河野委員の要求によりまして、参考人として農林中央金庫理事更級學君及び江田委員の要求により農林省統計調査部長所秀雄君の出席を得ております。

参考人におかれては御多用中御出席を頂きまして厚くお礼を申し上げます。河野委員がまだお見えになりませんから、江田委員のほうからお聞き願いたいと思ひます。

○江田三郎君 統計調査のほうにお尋ねをするわけですが、この酪農振興法案によつて牛乳等の取引契約を文書化

すと、こういうふうになつておる。そしてこの文書化して行くときに、協定案を作るときに著しく困難な事態が生れた場合には、農林大臣に対して助言、資料の提出その他必要な協力を求めることができる、こうなつておつて、その際著しく困難な事態というものは主として価格の問題について起ることが予想されるわけでありまして、従つてそれに対して助言をするということになると、牛乳の生産費が幾らであるかというところがはつきりしていないということ、助言が適切なものと言えないことになるわけですから、それで牛乳の生産費について統計調査部の方で毎年実施しておると、こういうふうにして聞いておるのですが、現在どういう規模でどのような調査をしておられるか、先ずそれを御開かせ願ひたいと思ひます。

○説明員(所秀雄君) 牛乳の生産費の調査の方法及び規模についてのお尋ねでございますが、この生産費の調査は昭和二十六年年度から開始いたしましたわけでございます。御承知のように統計調査部が本省にございまして、北海道は四つございまして、各府県全体で四十の事務所がありまして、その下に出張所があるわけでございます。牛乳の生産費の調査はそのすべての事務所で行つておるわけではございませんで、主産地において実施しているわけでございます。具体的に申し上げますと、北海道では札幌及び帯広、函館の事務所、それから内地におきましては岩手、千葉、東京、神奈川、静岡及び兵

庫の各事務所が実施いたしております。これらの事務所それぞれ十戸乃至五十戸を割當ていたしまして、代表的な農家を選定して、その農家の主として記帳調査に基づいて実施しているわけでありまして、場合によりましては、統計調査部員の調査又は聞き取りで補充することもございます。費目によりましては……組織は以上のようになつております。

それから調査の期間でございますが、これは一頭飼育いたしております農家の場合においては、分娩期間から次の分娩期間、通常一年半程度になつておりますが、それを調査の計算期間としていたしております。二頭以上におきましては、毎年度四月一日から翌年の三月三十一日まで、つまり一會計年度を計算期間として調査をいたしております。

○江田三郎君 これはあなたのほうから出た資料じやないのですけれども、畜産局から出た資料によると、現在までのうち公表されたのは二十六年度についてのみで、近く二十七年年度が出る予定である、こう書いてあるのですが、この通りですか。

○説明員(所秀雄君) 畜産局から出ました資料は私共は只今拝見いたしましたのでございまして、それによりまして、確かに昭和二十六年度についてのみ公表され、二十七年年度については近く公表される予定であると思ひますが、昭和二十六年度分及び昭和二十七年年度分につきましては、その概要だけを報

告公表しております。その概要と申しますのは、年計としての最後の公表というのではございませんで、一部特殊な農家を除きまして、まとめたものを指すわけでございます。本日の意味の年計として公表したものは、二十六年度につきまして、二十七年年度につきましても実は未公表でございます。但し二十六年度は極く最近、二十七年年度につきましても、その遅からん機会において年計の公表をする予定になつております。

○江田三郎君 今後、先ほど申しましたように、協定案を作る場合に農林大臣に助言をする、こうなつて来ると、これは相当新らしいものでなければ役に立たんことになるわけですから、それで二十六年なり、二十七年がどうして未公表であるのか、その理由はわかりませんが、まあいづれにしても契約を作るのに現在はどうか。それから更に統計調査部をやつておられるところの将来の長期の観測です、ね、こういうものが必要になつて来るわけですが、今までやつておるこの調査というものは、牛乳生産費調査のために専任の職員がおられるかどうか。又現在のままで今申しましたような要望に應える調査ができるかどうか。まあ今の地域として北海道三カ所、内地を五カ所挙げられましたが、今後集約酪農がどうやつて進んで行くと、それだけの所でないに、もつと地点が我々の要望する調査地点というものは多いのでなければならぬと思ふのですが、

に、一つは雪印乳業株式会社、一つは北海道バター株式会社、二つに分れたが、その分れるに当りまして、北海道バターのほうは大體一億二千万

の株式ということにしております。それから雪印のほうは大体三億六千万円、大体三対一の割合で分割されたのであります。その際におきまして、北海道バターのは御存じのように、あの酪農地方の中心地帯が傘下にありまして、それ以外は雪印乳業の傘下に入っております。而も従来の統制会社式と言いますか、北海道興業公社といたしまして、北海道の酪農を一手に集めて、御承知のようにバター或いは煉乳そのほか以外の関連産業といたしまして、興業公社が或いは製菓事業、或いは塗料もやる、或いは農業用資材の生産もするというようないろ／＼な関連は産業を持つております。この関連産業が一緒に雪印乳業に加えられて分割されたわけでありまして、雪印と心から北海道バターのほうは酪農中心の会社としてこれが分離し、雪印といたしましては、只今申上げましたように／＼の関連産業を持つて分離したということになったのであります。ところがその関連産業、必ずしもこういう統制が外れましてうまく行かないような形になりまして、これは我々金融をいたすものとしたしまして、できるだけこういう関連産業は断つて、できるだけ酪農一本にすべきだ。できるだけ酪農家の利益を図つて、そういう関連産業は早く整理するなり或いはこれを分離するという方向に進んで参りたいということを極力指導をし、お願いをして参つた次第であります。会社当局といたしまして、従来の暴騰いたしました人員の整理をするに、只今申上げましたような関連産業も整理いたしました、只今は大體関連産業は全部整理し終つたと聞いており

ます。それでありまして、その関連産業は従来雪印の会社の経営を相当圧迫しておつたことは事実であります。これに関連しまして、いろ／＼雪印乳業の経営に關しましての御批判もあつたように存じておりますが、今日のところはそういう関連産業もとれましたので、そういうような憂いは少しもなくなつております。又、昨年以來酪農界も相当好況になりましたので、以來会社の内容も全部整理いたしました、現在のところは我々のほうで見まして、従来我々の心配しておつたことは大體解決が付いた。今後酪農一本に進めまして北海道の酪農家のために尽すことができるのではないかと、こういうふうな考へておるわけでございます。で、御承知のようにだん／＼会社といたしまして、できるだけ酪農家の利益を図るというところは、ただ酪農家から牛乳を集めて生産するばかりでなく、酪農家の経営についても相当援助、指導する、こういうことをしなければいかんじやないかということについて我々は意見を申上げて、相当その方面についての努力もいたしているのがあります。大體昨年度の売上と申しますか、商いと申しますか、大體昨年度は七十億見当の売上をいたして、昨年度は一昨年は大体五十億、昨年で二十億の増加になつております。乳量といひましては、大體五十万石を取扱うようになつておりますというような具合でありますので、我々といひましては、今後この会社といたしましては北海道酪農のために一層の尽力をすべき会社であり、又我々といひましては、できるだけの協力もいたしたい、こういうふうな考へてゐる次第でございます。

○河野三君 経過はよくわかりましたが、会社の業績の現状並びにお見通しはどうか。これはすつかり整理すべきものは整理でき、一般の他の乳業会社と十分に太刀打ができるだけの内容というものを整へるようになるのか、まだ整理が残っているのか、これらの点について伺いたい。私が聞くところによりますと非常に内容が悪い、現にこれはあなたのほうから出た資料じやありませんけれども、会社自体が我々の手許へ出した表でありますけれども、あなたのほうから現在短期の資金が去年は約三億五千万円であつたものが、現在は五億一千万円の短期資金を中金だけからでも借りておる、こういうことになつてゐますね。なお聞くところによりますと、非常に不良貸付が多くて、五億からの売却代金の回収不能のものがあつたといううなことも私は聞いてゐる。こういうことを聞いてゐるのですが、若しこういうことが聞いていることが事実とすれば、これはもう少し抜本的な考えを変えなければいかん、こう思うのですが、一体今私が申上げたようなことはこれは単なるデマですか、あなたのほうから小野さんが行つて一切合切会社の内容がわかつてゐるわけですか、これを一つ率直に御説明頂きたいと思ひます。

○参考人(更級學君) 只今お話がござい出した私のほうから雪印乳業に対して貸出をいたしておりました数字は、只今お話がございしましたように、本年の三月三十一日現在で五億一千二百万円でございます。昨年は三億五千八百万円に相当額をいふじやないか、こういう御意見であります。併しこの下に

ありますように、市中銀行から当時四億四千万円の金が出ておりました。運転資金といたしましてはこれを合せまして大体八億円の運転資金が出ておつた、それが今年の三月では我々のほうの貸出は五億一千二百万円でございますが、市中銀行の貸出は三千五百万円、合計五億四千七百円に減少いたしておりました。それだけ運転資金が市中銀行としては回収になつております。勿論これにつきましてはいろ／＼問題もございします。さつ／＼に申上げますと、会社といたしましては相当の運転資金が余計要る、要る場合にはできるだけ金庫のほうでも面倒を見てくれないかという御要求がございします。従いまして、御承知のように私どもといたしましては、普通の協同組合と違ひまして会社組織で見ますから、何から何まで全部金を見るわけには行かない。できるだけ北海道のことはありますから、北海道の地元の資金を使うのが北海道の産業として適當ではないかということをお願いして、できるだけ市中銀行の金を使つてもらいたいという考へを持つて参つたのが従来の方針でございます。ここにございしますように、昨年は三月までには市中銀行のほうで金庫より多かつた、こういう形をとつております。併しなから、さつ／＼に申上げますと、市中銀行から資金を会社が求める場合には相当の何と言いますか歩積と言いますか、相当の預金をなければならぬ、預金取引を完了いたしました資金を借入るといふことになりまして、相当コストが高くなるといふのが会社のほうの訴えでございしました。できるだけそういう歩積をなくして、専断取引式

に成るべくその取引先を減らして歩積を減らして行きたいといふので、できるだけ金庫のほうでも面倒を見てくれないか、こういうお話もありましたので、私どものほうといたしまして、昨年の前半期は大体取引に余裕もありましたので、或る程度はそういうふうな減らしまして会社のコストを安くして、そうしてできるだけ乳価を高くしてやるほうがいいんじゃないか。農民のためにそういうような高い金を使うより、安い金を使つて乳価を高く上げてやることはいふことだから、この程度は持ちましようという形でここに現われておるわけでありまして、併しなから我々といひまして、これから九月にかかけまして相当資金が窮乏になりますので、我々のほうで秋口の金余つたときにはできるだけ会社の面倒を見るが、金庫のほうで金の不足するときは、できるだけ市中銀行の金を使つてもらいたいといふのが我々の考へ方、会社も大體そういう方針をたつてやつておられます。それから会社は市中銀行との取引に關連いたしました、只今申上げましたような事情もございします。その点は一応お含みを願ひたいと存じますが、又お話もございしました会社の内容如何ということにつきましては、只今申上げましたように、関連産業を切りまして、或いは先ほどもお話がございしましたが、取引先に相当固定債権があるといううなことにつきましては、我々といひましては極力この点の回収、整理に、何と言いますか、鞭撻を加えまして相当整理をして参つておりますので、今日では相当の整理はできておるものと私信じております。

○河野謙三君 銀行が重役を入れた以上は、いわゆる銀行管理というようになことで、これはもう整理は一応進んでおることは私もわかりますけれども、整理を急ぐの余り、こういう農民の、大部分が農民の資本によつてゐる会社でしよう。そうではありませんか。余り整理を急ぐことによつて、それが全部農民にしろ寄せになるという危険があるわけですね。そこで私はそれを伺いたいのと、もう一つは、一体これは見込があるのですか、この会社は……それを私は伺いたい。見込みがあるのですか、正常の取引を今後続けて行くことによつて見込みがあるのですか、どうですか、それを私は伺いたい。

○参考人(更級學君) 会社を整理することによつてそのしわが農民に寄るかどうか、これは私はそういうことはしたくないと思ひますし、そういうことはないのであろう。できるだけ会社は自分の力によつて整理をいたして行く、或いは合理化するなり、或いは先ほど申し上げましたような固定債権がありますならば、できるだけそれを解消するといふことに努力すべきであつて、それを農民にしわ寄せするといふことは我々は毛頭考えておりません。又この会社が見込があるかどうか。我々といひましては見込があるものと考え、又相当発展すべき業地あるものと考えております。又そういうふうな我々といひましては関心を持ち、又できるだけ協力のいたしたいと、こう考えております。

○河野謙三君 あなたの気持は、もう生まれたときからの農業者ですよ、あなたの気持は……農民にしわ寄せ

しようなんといふことは考えていないことはわかります。わかりますけれども、何と申ししてもあなたのほうは金融機関でありますからね。これはやっぱり債権を確保するといふことが私は何と言つたつて優先的に考えられると思う。でありますから、私はこれを見込がなければ放つちやへといふのじやないけれども、見込がないものなら根本的に別の方法を以て、例えば農協において再建整備をやるごとく、その方向に持つて行くべきであつて、ただ大して見込のないものを今までの関連上今更引くに引けないといふことじや私はいかんといふのです。よくお互いに若いときにあるでしよう。女に惚れた、附合つてゐる間にだん／＼あの女は悪女であつた、女には諦めは付けたけれども、家へ帰つて寝てみると、今までつぎ込んだ金に諦めが付けられない。そうして次から次へと深みへ入つて行く。これは若いときお互いによくある失敗です。それと同じことをやつちやいかんといふのが私の考えです。そういう弊害に中金がまじしく陥つておるやうに私は思ふ。中金本来から言へば、これは何と言つても員外貸付です。そうじやありませんか。そういう面からも一つ中金はこの際反省しなさいかと思ふ。根本的に中金と雪印の關係といふものは考え直さなさいかと思ひますが、そういう点は万ございせんか。

○参考人(更級學君) 惚れ込んだが因縁で、どこまでもくついているのじやないか、こういうような御批判でございますが、私もどなたもいたしましては、まあ惚れちやおります、おりますけれども……

○河野謙三君 惚れ過ぎている。

○参考人(更級學君) 惚れ過ぎておるかどうか、それはまあ皆さんの御批判に任せますが、併しながら、やはり女の根性が悪ければ、これを直すといふこともやらなければならぬ。惚れた以上は、どこまでもその女と言ひますか、(笑)相手のとにかく性格を直して、素性も直して行く、そうしてできるだけ長く附合つて行くようにするのが我々男としての建前じやないかと思ふのです。(笑)そのことは、言葉はどうかと思ひますが、併しながら、まあ冗談を申上げて申訳ありませんが、話のついでに、お話がありましたから申し上げますが、そういう気持で以て、勿論先ほど申し上げましたように、雪印が競争中と言ひますが、統制時代に公社としてゐる／＼関連産業をやつて、それで相当会社の経営を圧迫しておつたことは事実であります。でありますから、これが二つに分離して雪印がそのあとを引受けたことが或る程度雪印としては重荷になつたと考えております。併しそれはできるだけ早く整理をしなければならぬ。整理しなければ、結局農民のためにならんじやないかと、我々ここ数年に亘りまして、会社当局を奮勵し、できるだけ協力する方針で参つております。お蔭様で整理もできました。只今お話がありましたように、昨年は相当業績もよかつたので、会社の内容も漸次改善されております。これ以上は、先ほどお話がございまして行つても差支えない、こゝういふふうな考へております。今後相当心を入替へまして、立派な相手になつて行くものだと思ひます。

又そういうしたいと考へております。

○河野謙三君 やつぱり惚れた、はれたといふことは、本人同士はそういうものですよ。はたから見るとな／＼／＼／＼／＼／＼。例へば私は過去の例を申しますが、雪印の経営において失敗した二、三を申しあげようか。これはついでにこの頃が始まつたのじやない。先に言つたように、長年に亘つて雪印とあなたのは関係がある。あなたのほうは過去十年、十五年に亘つて監督指導して来られた。その間にどういふことがあつたか。終戦後昨日も私はこの委員会と言つたんだが、内務官僚が顔をきかして、雪印の販賣店になつたはそれのメンバーの一人です。これが失敗して雪印は打撃を受けたでしよう。それで雪印の後はどうしたか。黒澤西蔵君の御親戚の草野商店というのが雪印にあつて、これが販賣権をこつて、これに商売して、これ又今駄目になつちやつたじやないですか。こゝういふふうなことをやつて、私ははたから見ると、同じあなたは惚れているけれども、これは悪女なんだ、悪女なんです、私に言わせれば……それであなたのほうには悪女の深情けに陥つてゐるわけだ。こゝういふことを考へますと、これがすべて最後には農民にしわ寄せなんです。農民の資本なんだから。七割五分は農民の資本なんだから。そういうことを過去においてやつておるのであるから、私は今後このことを心配するわけですね。私が今申し上げた過去の事例の一、二といふものはこれは嘘ですか、嘘でないといふならば、果してあなたが惚れている女がこゝういふことをしてもこれはいいとおつ

しやいませんか。これは惚れ過ぎているとすべての問題は皆よく見える。これは過去の例ですが、こゝういふ事実を以てして、私はすでに過去において農民にしわ寄せしてゐるじやないかと、こゝういふのです。過去のことは追及しないが、今後これからは中金の小野理事が行つて、そうして一切やらせない。又やらせなくても十分に北海道の酪農の利益を代表して、雪印は健全に發達するやうな基盤ができた、こゝう言われれば、私はあなたのほうと雪印の關係が悪いといふのではなくて、洗うべきものは洗つて、直すべきものは直して行くならば私は何も言はない。一体その点はどうでしよう。

○参考人(更級學君) 只今お話のこゝういふ事案があるかないかといふことにつきまして、私まだ詳しく聞いておりませんが、若しそういうことがありますれば、非常に遺憾でございします。細かいことは存じて過去におきましていゝろい固定した債権があることは聞いております。具体的に私まだ聞いたことはございせんが、併しそういうものはできるだけ早く解決すべきである、又整理すべきであるといふことの方針を以ちまして、我々のほうも極力会社の内容の合理化を図ると同時に、そういう固定債権の回収も図るべきだといふことでやつて参りました。最近のところは只今申し上げましたように、大体の整理が安定したのであります。整理して安定したじやないか、こゝういふように考へておりますので、今お話のように、今後人も増しますし、従来も人が行つております。相当有力な人に行つて頂きまして、只今お話のよう

のないうちに、できるだけまあ監視をして行きたい、こう考えております。

○河野謙三君 まあ揚げ足をとるようですけれども、私が今具体的に申し上げた事例について、そういうことは知らなかつた、聞いていないとおつしやるがね、これだけの莫大な金を貸しておつて、業務の直接の相当である更級さんが、そういうことを御存じないということは、これは私は怠慢だと思ふ。そうじやございせんか。これだけの金を貸している。而も草野商店なんというのは今現在の問題なんです。そういうふうに、一方においては金を貸している。あなたのほうから理事も出している。でありますから、私は余計なことでありまして、少し気がもめるから、こゝろでそろ／＼悪女と手を切つたほうがいいかどうかというところを言つておる。私は更に申し上げますが、あなたのほうでは農民にいわせしめないとおつしやいますけれども、もう一つの事例を申し上げますと、農林省が年次計画で畜産家創設事業として家畜導入資金の利子補給をやつていますね、あれは北海道に行きますわ。北海道の農民は農民に金を貸しますね。そうすると、その金を借りた農民は、あなたのほうの出先機関と、中金の出先機関と農協との間で、この金を貸して牛を買つたものは牛乳まで雪印に出さなければいけない。それ以外に出した者は金を回収すると言つておる。私はその雪印に北海道の農民の牛乳が全部行くことを念願します。念願しますけれども、それは、農民が自然の形において、農民の理解の上に雪印に牛乳が集まるようにしなければならぬ。雪印が金を貸しておるのではな

い。あなたのほうは金を貸しておるのではない。政府の利子補給によつて、政府の政策の下に動いているわけですから。その金を農民が借りて牛を買つた場合に、この牛から得たところの牛乳というものは雪印にやらなければいけません、こういう条件を付けて来た。ところが農民にすれば雪印は三十八円しか買わない、雪印が四十二円で買ふときにはこつちは四十八円で買ふという場合に、借りた金は返せばいい、牛乳を売るのは農民の自由です。これは農民の当然の要求じやないか。この自由を束縛している。農民のほうにいわせしているじやないか。要するに、雪印とあなたのほうとの金融関係、こゝろから言つて、そういうふうな紐付をしておる、この事実はある。私は北海道の新聞を見ましたが、ここにちやんと書いてある。誤解のないように……私は雪印に北海道の農民から自然に、組織的に雪印に全道の牛乳が集まるということを念願している。念願しているが、それはそういう形において力であるべきものではない。金で縛つてやるべきものではない。これは一体どうですか。あなたのほうの中金の出先機関がそういうことを指導しているのですか。これは農民へのしわ寄せじやないですか、どうですか。

○参考人(更級學君) 只今お話のように、私のほうとしては、北海道に一億六千三百円、これは四月末現在でございしますが、畜産家創設特別措置法に基づく資金を融通いたしてあります。併しお話のように、そういうような条件を付けて私のほうで出している事例はないと思つております。ただ先ほども私が申し上げましたように、雪印自体が農家に對しまして更に利子補給をしまして、そして自分のほうに牛乳を出しなさいというふうな施設をやつておるようなところもあるようであります。そういうところは雪印に出してもいいというところを雪印は言つておるかも知れませんが、私のほうでは雪印に出さなければ金を出さない。金を出さずには雪印に出さないというところは条件にいたしてございせん。

○河野謙三君 これは本店は知らんことであつて、あなたのほうの出先機関との一問一答、問と答を持つておる。あなたの出先機関がそういうことを言つておる。これはよくあなたに御調査願いたい。同時にそういう事態、事実があることを農林省は知つていますか。知つていれば農林省はそういうことを要当と思ひますか。そういうことを局長に聞いてもらいたかつた。同時にあなたを願ひたい。

○委員長(片柳眞吉君) どうしますか、局長が見えましてからにしますか、あとで答弁できれば……。

○説明員(昌谷孝君) お答えいたしました。事実が、そういうことがあるかどうかというところについては私どものほうで確認いたしておりますが、そういう趣旨の陳情なり新聞記事を見たことはあります。それで調査をいたしております。

○河野謙三君 まあ今頃調査もつとアンテナもぶち張れ過ぎておると思ふが、若しその調査の結果、そういうことがあつたら農林省はどうしますか。

○説明員(昌谷孝君) このお答えは局長からいたすほうがよからうかと思ひますが、畜産家創設事業に基づく導入は、道庁と相談いたしましたして町村別に計画を頂いた上で導入をいたしておる。その牛乳の行先等については、特に融資の条件ということではなしに、一般的に農民の自主的意思によつてやります。お話のような縁で従来指導いたしております。こういうふうな特に融資の条件というこゝろではいささか強過ぎる、かように考えております。

○河野謙三君 だからそこに条件にあらずるものを条件に付けておる事実があなたのほうの調査の結果あつた場合とを聞いておる。それに対して農林省がとる措置はどういう措置をおとりになしますか。

○説明員(昌谷孝君) 何分そういう事実があるかどうかについて確認いたしておりますが、そういう事実があつた場合の措置等についてはまだ結論を得ておりません。併しそういう事実がよいとはいへないでございせん。

○河野謙三君 いや、ないか否かは私は調べたんだが、あなたのほうで調べたかどうかお聞きしてはおりませんけれども、そういう事実があつた場合には、あなたのほうはどうするかと、こゝろ言つた。これは何も仮定の問ではないでしよう。その事実があつた場合には、あなたのほうはどうするか、何も法律の解釈でも何でもありませんか、そういうものは要当でありますか、要当でありますかというところだけなんです。

○説明員(昌谷孝君) もとより畜産家特別措置法の規定によつてやつておることとございしますから、融資の条件として、そういうことを、仮にございしますね、そういうことがあれば、そういうものは融資の条件に付けべきものではないと思ひます。そういうものはいわゆる融資の条件として付けておるといふようなことが若しあれば、そういうものは融資の条件でなくするべきだと思ひます。

○河野謙三君 それはだから条件にあらずる条件だから、要するに不当な条件と、こういうことですか。そうですか、どうでしよう。局長答弁に保留しますか。

○委員長(片柳眞吉君) 局長が来るまで待ちましようか。局長の答弁に保留いたします。

○河野謙三君 次にもう一つ私は中金に伺いたのですが、中央金庫は今の畜産導入資金というものを、資金源が非常に乏しいということと各県の要求に對して非常に出し渡すのです。そしてできるだけ単協資金でやるとか、県連資金でやるとか、ということとで非常に出し渡す。これは従来過去三年間いつもそうなんです。ところがそのうちかと思つておると、農林省のその枠の中のお金でさえも各府県には出し渡つてはいるにかかわらず、北海道には枠のお金は勿論のこと、枠以外に三千五百頭の家畜、乳牛導入資金を中金は出しておるが、これはどういうわけか、これを一つ伺ひたい。

○参考人(更級學君) 私資料を持つておりませんのでよくわかりませんが、そういうものは余り出しておらんじやないかと思ひますが、いずれよく調べまして、御返事申し上げます。

○河野謙三君 私は初めから申し上げておるよう、北海道の酪農については特殊の扱いをすることは私はこれは認めるのですよ、認めますけどね。一応

きまつた制度は制度としてやらなければいけません。又北海道の特殊地帯は特殊地帯として、酪農の特殊地帯として又制度が足らなければ制度を立てられない。ところが今言うように、家畜の導入資金として資金課長は内地の各府県には非常にあなたの方があつておる。然るに北海道だけあなたを調査すると言われるけれども、更級さん、あなたが知らないのはおかしいと思う。三千五百頭たしか出してありますよ。これもやはり一つの雪印との結び付なんです。これも今申上げますように、この三千五百頭の乳牛を雪印に出さなければならぬ、こういうこととの結び付なんです。これはあなたに当然知つておられると思うのだが、本當に御存じない……。中金というのはあなたたちが理事のかたが知らないでやるのですか。私はどうも更級さんは苦手なんだが、私はあなたのやり方は勘弁しないよ、本當の話は一体どうなんです。

○参考人(更級學君) 甚だ失礼いたしました。只今審査部長に伺いますと、北海道では雪印への利子補給の下にそういう資金が出ております。私記憶を違いましたので……。それからもう一つ、各府県は雪印の、こういう政府の施設に対しての金庫の資金を相当渡つていっているやないか、こういう御批判でございますが、これは恐らくこの施設が始まつた当初、この取扱ひにつきまして取扱ひの方針なり取扱ひの手続なりにつきましての認識と云いますか、制度に対する理解が十分でなかつたので、或る程度その資金の枠が残つたり削られたりしたことがあつたのじやないかと思ひます。最近におきまして

は、我々のほうといたしましては、できるだけこういう資金は國家のほうといたしましての酪農政策に関連いたしましての立場から、できるだけ資金の供給をいたしたいと考えております。どうぞ御了承願ひたいと思ひます。

○河野謙三君 仮に渡つてないとして、府県には出してないでしよう。北海道には三千五百頭の枠外の資金が出されていながら、内地の府県でも県の割当以外に要求は多い。県によつては十倍もある。そういうものに対しては、北海道が三千五百頭なら内地の各府県に三百頭なり、五百頭の枠外の金を出したのほうから出したらいじやないか、要求がないのじやないのですから、そういう偏頗なことをしてはいけません、という点、これはよくわかるでしよう。今後そういうふうな扱ひをしていきますか。

○参考人(更級學君) それはできるだけ現地の御希望に副ひまして、私どもといたしましては資金のある限りは努力いたしたいと思ひます。

○河野謙三君 それからついでにもう一つ伺いたのですが、今までの導入資金ですね、去る國会で損失補償が付きまして、損失補償料というやうなことで、信連に一分かの口銭をやることになりましたね、ところがあれは最近信連は保証しないというので、又その必要がないというので、然るにその保証の事実はなくつたにかかわらず、依然として信連に一分やつていのはどういうわけですか。

○参考人(更級學君) 事務的なことでございまして、どうも失礼いたしました。従来信連の保証をとつて出して

おつた例がありまして、信連が保証する場合には年一分の保証手数料を出すのが我々のほうの制度でございます。併しその後いろいろやつておりますうちに、政府の補償があることであるから信連が保証する必要がある、保証がなくてもいいのじやないかということになりまして、最近信連の保証はとつておりません。とつておりませんが、事實貸出の手續をするに、審査の場合とか、或いは貸出金の回収につきましては全部信連でお手伝い願ひつております。ですから、そのお手伝いのための手数料と言いますか、その報酬と言いますか、それに対するものとして一分の報酬金と言いますか、手数料を信連に差上げております。

○河野謙三君 それは理窟にならぬ。保証をするから保証の用として一分をやつたのであつて、保証しないことになれば、私はその一分というものは当然なくすべきだと思ふのです。そうじやありませんか。事務というものはもと／＼あるのですよ。金融機関でも何でも事務のないものはない。事務があるから利息をとつていふ。保証はしません。今度は保証の手数料の一分というものを、保証はしなくなつたから事務手数料で割出す、そう簡単で、幾ら金融機関が我々がまともについて、その理窟の通らないことはいかんと云ふ。この利息の一分はそれだけ下げて農民に安い金利で出すわけには行きません、當然すべきだと思ひます。そういう保証の事実がなくなつた場合に、一分はやはり並行してなくなるべきです、それだけ農民に安い利息でやるべきです、どうですか、保証はなくなつた、その一分は戻すの

は嫌だから、今度はその一分は事務手数料だ、そういうふうな勝手なことはいけないと思ひます。どうですか。信連とか、農協とかというものは、いづれも農民のための組合です。これらども、口と腹と違ふのです。腹はどうしてとつてやろうかと、そればかり考へていふ。

○参考人(更級學君) 實は保証手数料という問題なんです、これは中央金庫ができました当初からこういう制度でありまして、保証手数料というものは中央金庫と農業信連なり漁業協同信用組合連合会がございまして、保証という問題が起つたわけでありまして、我々のほうといたしましては、できるだけ県内の金融は信連に賭つて頂きたい。こういう立場をとつておりますが、併し信連に金が出ないときには金庫が信連に金を出しまして、信連が組合に融通する、或いは場合によりましては信連の保証によりまして金庫が直接組合に金を貸す。こういう制度をすつてあります。ところが保証手数料というものは、今お話のように一分なつておりますけれども、事實は非常に保証ということになる危険負担を伴うのであります。危険負担を伴つた場合は、一分の手数料を果して信連が保証債務を負つてくれるかどうかという問題が起つて来るわけでありまして、保証手数料というものの、従来の慣習上、そういう名前を付けておりますけれども、實際は……、併しこれは債務が完了しなかつた場合に、信連に代位弁済して頂きますけれども、保証手数料

料で以て金庫に対して代位弁済するといふだけの財源になり得るかどうか。その保証手数料の中に危険負担を含んでいるかどうかということになります。非常に問題であります。根本問題といたしまして、我々もいたしまして、保証手数料の取扱ひその他の問題につきましては、従来長い間検討いたしておりました、今後信連と金庫とが組合金融の取扱ひをする場合の制度を、どうしたらいいかということについて悩んでいられるわけでありまして、これは信連の方々の御意見も承り、我々もいたしましてその点をもう少しはつきりした形において進んで行つたらいじやないかということを目下検討いたしておるのであります。ということ

で、保証手数料と言ひましても、それが保証のための危険負担を伴う手数料であるかどうかということになります。と、むしろ今の場合は貸付に関する信連の手数料、事務的な手数料というやうな考え方がむしろ多いのじやないかという考へがあるわけでありまして、でありますから、信連が一分／＼お手伝いして頂く場合に、果して一分という手数料で信連の経費が賄ひ切れるかどうかという問題もあります。でありますから、私どももいたしましては、保証がある場合には勿論保証手数料という形をとりますが、保証がなくなりましたら、信連としての経費が出る限りにおいて、今後としてもできるだけ保証申上げるののいいのじやないかというので、現状は一分というものを貸出しの取扱ひの手数料として差上げております。併しながら、信連といたしましては、一分の手数料でも事務的には、計算的には相当持出しになつ

て来るのではないか、こういうふう
考えております。

○河野謙三君 遺憾ながら今の御説明
はどきでも金融機関の更級さんの御
答弁、金融人としての域を脱しない御
答弁であつて私は納得できません。で
ありますから、この問題はもう少し詳
細なことは委員長初め各委員のかたに
も御説明申し上げまして、特にここは
そのほうの権威者の森田さんといふの
でありますから、森田さんの意見等も
聞きまして、別に私は委員会での問
題については結論を得まして頂きた
い、こう思います。

私は最後にほかの委員のかたからも
質問があると思ひますから、この雪印
の問題と申しますか、北海道の問題
について門外漢でありますけれども、
一つ意見を申し上げますが、それに対
してあなたの一つ意見も別に伺いた
いと思ひます。私は冒頭から申し上げ
よう、北海道の酪農振興のために、何
と申しまして大部分を農民の資本
によつてゐるところのこの雪印とク
ローバー、これは健全な発達を求めな
ければいかん。ところが現状におい
て、私は如何にあなたのほうで守り
をされまして、根本的に私はいかん
と思ふのですが、雪印とクローバーと
いうものを二つおくらいかん。一方
のクローバーは立地条件が非常によ
く、而も現実には公社の内容もよい。片
一方はあなたの御説明によると立地条
件が非常に悪い。而も内容が悪いとい
うのだが、これは逆であつて、雪印は現
在内容が悪いけれども立地的に非常に
有利な地位を占めてゐる。クローバー
のほうは内容はいけれども立地条件
は悪いというので、将来これは今まで

のように行かん。こういうなら別で
ありますけれども、今のままだけで雪
印はだん／＼悪くなる、クローバーは
だん／＼よくなるというところは、私は
力の強いというものがどきでも附い
て来ると思ふ。でありますから、實際
にあなたのほうの系統機関ではありま
せんけれども、あなたのほうと密接不
離な関係のことでありますから、あ
なたのほうで輪旋されて二つの会社を
一つにして、もう少し基礎を強固なも
のにされるというところまで私はあな
たのほうが発展的に考えを直される
御意思があらませんか。そうでもしな
ければ、この二、三年に明治や森永と
いふのが北海道に行つて、だん／＼こ
れらを食い荒すというやうなことに
なつたら、どうしても私は太刀打ちでき
るものではない。雪印、クローバーが
そのときにいけなくなつたといふとき
には、同時にそのときが北海道の酪農
民の悲劇である、こういうことになる
と思ひます。そういうことについて何
か根本のお考えをございせんか。

○北勝太郎君 雪印とクローバーを合
併せたいというところは、これは終戦
後無理に離されたものであります。最
初は随分離さんようにしてもらいた
い。二分化するやうなことはしないや
うにしてもらいたいという農民の希望
にぶつかつたのであります。到頭二
つに分れてしまつて、なか／＼今度は
幹部の関係その他合併ができません
けれども、下の農民においては是非一
緒にしたいという希望は随分進んでお
るものであります。そういうやうな場合
におきまして、今、河野君から五億の貸
倒れがある、雪印に五億の貸倒れがあ
るというやうなこと、これは形容詞で

言われたんだと思ひますから、私は五
億円というものを本当に受取つており
ませんけれども、併しこういうところ
で言つたことは、いろ／＼な文書でこ
れは終いに農民にまで響いて行く問題
であります。そこで合併させるという
にも私は邪魔になる。本当に果して五
億というやうな貸倒れがあるかどう
か。又信用組合でありますとか、中央
金庫が金を貸すのと違ひまして、雪印
なり、クローバーなりは東京、大阪と
いうやうな市場で実は商品を全部あれ
いてゐる。そういうやうな関係でい
る営業資本等の関係で競争しなければ
ならぬやうな場合が出て来ると思ひ
ます。そういうやうな場合に、貸倒れ
が一つもなしになつちやうな言つて
いては営業は一つもよく行きませ
ん。そこで貸倒れは一つもないに越し
たことはないけれども、そういうやう
なものは見越して行かなければならぬ問
題である。そういうやうな関係があり
ますので、多少の私は貸倒れがないと
は言えんと思ひますけれども、これが
五億円もあるというやうなことになる
ましたら、これは北海道の農民は一遍
に雪印から離れてしまふ危険性がある
と思ふ。そこでこれは本当の貸倒れが
どのくらいあるかといふことを實際に
話してもらいたい、こう思ふのです。
これは聞き捨てならぬ言葉である、
我々は生産者として、品物を出してい
るものとして実はただ笑つて聞してい
るわけに行かん。こう思ふのでありま
して、どうかそういう点があつたら一
つ願ひに正直なところを、一つ言つ
てもらいたい。こう言ふのです。その
点お願いしておきたい。

○河野謙三君 北さんのおつしやる通
りです。自分で捏造した言葉でも何で
もない。私にそういうことを言う人が
あるのですから、その人は私に言うだ
けでなくて、世間ほう／＼に言つて歩
くのでありますから、私もだからそう
いふことを聞いてゐるのです。そう
いふことを一番知つてゐるのは中金で
なければならぬ。だから中金で五億と
いふことをどこから聞いたけれど
も、実は五億はないのだ、五千万円
だ、一桁違つたのだ、二桁違つて五百
万円だ。こういうことをあなたがここ
で言われることが、又言つてもらうこ
とが私は望ましかつた。それはそう
いふことはまだよくわかつていませ
んが、いづれ調査しましてといふこと
は、それはございまして。先ほどの
やうな御答弁だと、北さんのやうな私
は問題になると思ひます。私も何も懸
念で言つてゐるんじゃない。私に言う
なと言つても、私に言わなくてもほか
の世間じやほう／＼で言つてゐるんだ
からしょうがない。こんなことは秘密
保護法で縛られる問題ではない。その
問題とからんで、先ほどの一つ私は北
海道の雪印については、抜本的に何か
中金がお考えを持直されなければ、又
あなたのほうがこの問題を推進するに
は、あなたのほう以外には推進する人
はない。そういう点についてのお考え
どうでしょう。

○参考人(更級學君) 私は只今のお話
の貸倒れが何があるといふことにつ
きまして、ここでのくらくらあるのかと
いふことを詳しく調べてもおりませ
んの、今ここで申上げることは差控
えたいと思ひますが、お話のようにそ
んな大きな問題はないと思つておりま
す。又從來だん／＼整理をいたしまし
て、現在は公社の経営上少しも心配な
いといふふうには我々は考へておりま
すので、数字を以てお答えすることは
よつと困難じやないかと思つておりま
す。

○河野謙三君 合併問題はどうか。
○参考人(更級學君) 合併の問題につ
きましては、それは只今北先生からお
話でございまして、恐らく北海
道の酪農家としてはそういう御意見で
あらうと思ひます。又寄り／＼我々も
そういうやうなお話も聞いておりま
す。併しこれは金融機関として果して
そういうことを推進するべきものかど
うか。これは勿論公社といたしまして
は、株主がおります。又北海道の農民
がおります。北海道の農民自体がそ
ういふふうにお考えになりまして、そ
う進めることが一番好ましいのじやな
いか。先ほど河野君のお話のよう
に、金融機関が余り公社の管理する
とか、公社の経営にタツテするとい
ふことは、これは好ましくないもので、公
社は公社として株主があり、殊に北海
道の雪印なんかをいたしましては、こ
れは公社の形をとつておりますけれ
ども、やはり協同組合と同じ機構であ
ります。でありますから、それを構成す
るところの農民の方々の気持が一致す
るならばそれに行くべきである。行く
ほうが北海道として好ましいのじやな
いかと考へておりますが、我々とい
は、そういう事象が来ますれ
ば、そういうふうに行けるだけ御協力
いたしたいと考へてゐる次第でありま
す。

○北勝太郎君 実は、最近におきま
して、森永と明治が向うへ進出して火花

を散らすような集乳合戦をやっていることは中金においてもすでに御承知のことだと思つておりますが、そこでこの集乳合戦が、遂に中央に來ていゝるな雪印の悪口の誇大な宣伝となる。或いはローパーの誇大な宣伝になつてもいいと思つております。さうな關係からしまして、農民資本が漸くこゝまで製品市場における販売までやうになつて來た。この組織をこの際これに弱めるようなことがあつちや困る。こう思つておりますが、遺憾ながら農民のまだ組合精神というものが徹底しないというか、高い金を持つて牛乳を賣いに來られれば、ここに皆売つちやう。こういう關係が出て來る。いわゆる猿芝居に石を投げつけたやうな關係で芝居が全部一遍に壊れてしまふやうな形になりかけておるものであります。そこで今のような方法で現在においても、例えば百石の工場に五十石しかやつておらん、そこで合理化が十分できておらんというやうな場合におきまして、そこへ又一つの工場ができて、そして三十石なり二十石なりとて來ますという、遂にその工場は合理化どころでない、非常に過剰設備になつて、その過剰設備になつたものはどこへ來るかという農民に皆しわ寄せが來てしまふ。かういふふうになつて來ると思つてあります。そこで私はこれはどうしてもかういふやうな場合におきまして、北海道の雪印の救済をせよというわけではないのであります。農民資本が健全に守られるやうな方途を持つて行かなければならん、こう思つております。中央金庫としても、かういふやうな場合、日本にたつた一つしかないかういふ農民

組織がかういふ状況になつておる場合に、ただ見殺して置いてよろしいというやうな考えで持つて行かれては、これは將來の日本のいわゆる協同組合運動というものの非常な支障になると、かう思つてあります。これに無関心で、おられるやうなことは私はいけません。この場合自分が危険で冒して行つたわけには行かんが、危険でない範圍においてはやはり十分中央金庫としては農民資本が生きて行くやうな方向に考えを持つてやらなければならん、かう思つてあります。中央金庫としては、どういふ考えを持つておりますか。さつき河野委員のお話から言つと、大變御返事らしい問題だと思つてあります。併しこれは日本全体の農政策の上から見て重大な問題だ、かういふ工合に思つてあります。さて、中央金庫の御意見をこの際承つて、ただの當利銀行ではないはずだ、かういふ工合に思つてあります。が、その点をお伺いしたいのであります。

○参考人(更級學君) 先ほども申し上げましたやうに、この会社の伝統と言いますか、歴史と言いますか、我々はこの形は株式会社の形をとつておりますけれども、我々の氣持といたしましては、普通の株式会社という考え方を持つておりません。やはり農民の組織であり、協同組合会社と申します。協同組合的なものである、協同組合であると考えてもいいのじやないか、かういふつもりで考えております。而もこの構成から見まして、只今お話がありました。北海道の場合は九〇%が農民の資本である、株式である、而もその集めるものは農民の生産した牛乳であるといふことになれば、これはすべてが農民のものであります。又我々のほうから融通いたします資金も農民の資金である、農民の資金で成立つて、農民の資材で以てこの会社を運営して行くといふ場合に、この会社の悪くないことを我々は願うものはないと思つて、我々はこれをできるだけ強力に育て上げて、さうして酪農といふものが安定して、而もそのできた牛乳が合理的な価格によつて販売されて行くといふことを希う以外に、ほかに何もありません。又我々もさういふ方面に對してのできるだけの御協力を申し上げたい、かう考えております。

○北藤太郎君 今度の酪農振興法によりますと、いわゆる集約地帯における牛乳の製造工場、これをどうしてもその地帯に造らなければならんことになつておるのであります。これは是非一つ、私は昨日からも主張しておるのであります。が、営利業者に任せて置かずに、最初から協同組合若しくは、現在の協同組合に困りますが、いわゆる牛を飼つてゐる人がほんの僅かしかない、全農民のうちの割割は五分というやうな協同組合の組織じや困りますが、その全員に近い人が協同組合員になつたときにはそれでよろしいのですが、實際においてはいわゆる製酪工場が、實際においてはいわゆる製酪工場が、さういふやうな協同組合が皆最初から一億五千万円もかかるやうな大きな工場ができるはずはないし、又こしらえてもしょうがないのですが、初めから北海道の製酪組合の連合会がやつたごとく、一つの小さい製酪工場を作つて、そしてそこで自分らの牛乳を処理して行くといふ行き方をさせ得なければ本當の問題は解決しない、営利業者に任せておいて、いや、価格の調整がどうだとか、或いは向うの受取り方がどうだとかと云つてゐるやうなことは、これは牛乳は発達しない、それで今度集約地帯の工場に對しては、最初から小さいながらもこの酪農協同組合式の行き方をさせるべきだ、かういふ工合に考えるのであります。中央金庫はさういふやうな場合はこれにやはり同じやうな援助をなさるお考えがあるかどうか、北海道の組合にはやつたけれども、内地で今からできるものに對してはやられないのだ、これは當利会社に任せてしまふのだといふやうなことは恐ろしくなかつたと思つてあります。さういふものに対する貸付の御方針はどうなのか。さうすれば一つ農民資本による製品の製造から販売まで一つやらすべきだといふやうなお考えをお持ちであるか、それによつて今度の酪農振興法が本當に動くものになるかならんかの境だと思つてあります。中央金庫の御方針を一つ承つておきたいと思つております。

○参考人(更級學君) 金庫といたしまして、これは私の個人的な意見であるかも知れませんが、現在私の一番まゝ心配しておりますことは、現在かういふふうな政府が酪農政策のために家畜の導入、或いは飼料安定と、いろいろのものによつてたぐさんの牛を飼わせ、或いは家畜を飼つた場合に、殊に酪農の場合のできた牛乳をどう処理するかといふことが一番問題であると思つて、併し當利会社といふものは儲かるときにはやりますけれども、儲からないときはやりません。魚を釣るときと同じことで、魚の多い所に竿をたれるだけあります。これでは本當の安定した酪農政策はできない、やはりそれは協同組合的な形によつて、農民自身がさういふ機構を持つて、できた牛乳をできるだけ合理的な価格で以て販売して行く、これは高いときは高い、安いときは安くていいのであります。かういふやうな施設をできるだけ設けて行かなければ、折角政府がこゝで家畜を導入して見たところで、いつの間にか家畜は分散してなくなつてしまふといふのが從來の例ではなかつたかと思つてあります。それにつぎましては、我々もいたしまして、できるだけ安定した資金を供給する、これは勿論私のほうは金融でございまして、全部が全部金融機関の金といふことは行きませんが、できるだけ農民資金を集め、勿論金融機関としての資金も導入いたしました。さうしてできた製品をできるだけ安定した方法で以て販売して行きたいと思つております。

○河野謙三君 私は中金に對しては、一応これで質問をやめます。更級さんじやできませんから終ります。

○参考人(更級學君) 今酪農のほうには大分資金を出したやうなやうな話をされたのですが、会社等に出す場合の、例えば内容の是非は別問題として、かういふ金を出すことは法的に中央金庫ではどういふ根拠があるのですか。

○参考人(更級學君) 会社に出す場合には中央金庫法の第十五条ですか、いわゆる系統外の貸付になつております。而も短期金融資金に限つており、なおその上に農林、大蔵大臣の認可

が要る、而も金庫の資金の余裕金のあるとき……。

○関根久蔵君 まあ雪印のような場合には短期資金とは申さず、とにかく十年から十五年間も連続して……。

○参考人(更級畢君) 短期資金と言いますと回転するわけですが、併し年間として見ればずつと寝ているわけですね。それは一応政府の御認可を得ている。

○関根久蔵君 一々これは認可を得てやつていらっしゃるんですか。

○参考人(更級畢君) やつております。政府の認可を受けてやつております。

○委員長(片柳眞吉君) それでは中金に対する御質疑は大体終つたと思ひますが、本会議に議長から御督促がありますので、秘密保護法の投票が終りましたら又御参集願ひたいと思ひます。暫時休憩いたします。

午後三時二十分休憩

午後五時五十分開会

○委員長(片柳眞吉君) それでは委員会を再開いたします。

酪農振興法案につきまして質疑を続行いたします。

○河野謙三君 先ほど局長が止むを得ざる理由で御欠席の際に、中金の金融に對して、これは北海道の場合です、が、中金の出先機関が付けてはならないところの紐付条件を出していることについての農林省の見解を伺つたのですが、これは課長からあなたにお言づけがあつたはずですが、あなたからそのお答えを一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(大坪藤市君) 北海道におきます畜産家創設特別措置法に基きます資金の融通に關しまして、中央

金庫並びにその系統機関が融資につきまして特別の条件を付けているというやうな陳情を二、三北海道関係のかたより承つたのであります。その点につきましては、勿論陳情でありまして、私どももいたしまして現実に調査いたしました結果ではないのでありますから、直ちにそういう現実に事態が起きているという点につきましては、まだ確信を得ておりませんので、目下調査中であるのであります。若し然りといたしますれば、これはいろいろ有畜農家創設特別措置法の精神に照しまして、妥當なりや否やという点につきましては、これは研究を要することになるのではなからうかと思ひます。御承知のやうに、政府といたしまして特に法律を設けまして、その上に財政的にも五分の利子補給をいたしている、こういうやうなものでありますので、有畜農家創設特別措置法の精神に従ひまして、無畜農家解消という立場から融資をいたしておりますので、無畜農家解消というやうな線に支障を来たすということに相成りますれば、そういうことのないやうに私どももいたしまして措置をしなければならぬ、こういうふうな考へるのであります。その点につきましては、実情は目下道庁を通じて調査をしているのであります。

○河野謙三君 なおその問題で私は附加えますが、この金融措置は農民として一定の条件が當てつて牛を飼う以上は、農民はどういう条件も、農民の側から見れば金融機関から付けられるべきものじやないのです。でありますから、今あなたは検討とおつしやいふけれども、検討の余地はないのです。

でありますから、これは速かに調査の結果、若しそういう事実があるとするならば、適正な初めからきめられたやうにお取返願ひたい。ただこの際私は申し上げておきますが、そういうやうなことが起つておるといふことは、酪農振興の措置においてまだ農林省が足らん点がある。例えば商業資本に對して何らかの抑止の措置を別の方法でとらなければいけない。そういうことにおいて欠けている点があるわけですね。で、私は午前中申し上げました、今申し上げていることは、何も北海道の雪印牛乳が入るやうなまいが、それはかまわぬというのじやないのです。これは農民の資本によつて作つてある会社でありますから、普通に行けば當然農民自身が雪印に率先して、ローパー牛乳でも何でも出すのが当り前なんです。でありますけれども、当り前のことを農民がやれないというこゝとは、そこに何らかの欠陥があるわけですね。そういう問題について原因を究明して適正な措置をおとりになつたらどうか、こういうのが私の言わんとするところでありまして、どうぞその意味合におきまして、十分この北海道の問題は原因を追及して、そうしてそれに対して適切な措置をおとりになることを私は強く要望いたします。それから次に伺ひたいのは、この酪農振興法によりまして、取引の公正化ということがありますけれども、取引の公正で一番大事なことは、この間から申上げておりますやうに、売手、買手同等の地位に置くということですね。ところが取引の条件の中で一番大きな、農民の側からみれば一番大きな条件であるところの検査規定について、一方向的

に買手検査に任しておるのは一体どういふわけでしょう。この酪農振興法において、検査の点につきまして取引の公正という点を謳つておられるが、検査の規定におきましては、これは何ら解れないで、従来通り買手検査に任しておる点は、これは手落ちじやありませんか。この間も申し上げましたが、米や麦のような、手にとれば一見してわかるやうなものを国営検査にしておつて、牛乳のようなものを、これを買手検査といふことは私は手落ちだと思ひます。私は技術者でありませんが、私も、牛乳の脂肪検査あたりはアルコールをちよつと手加減すればどうにでもなるでしょう。特にこの頃のように小企業、もつと極端に言うといふインデキの業者がたゞさん出て来て、非常にこの検査につきましては現実に不公平な検査が行われている。この点につきまして、この酪農振興法に検査の規定において不備を局長はお認めになりませんか。

○政府委員(大坪藤市君) 牛乳の取引につきましては、売方と買方、これが少くとも平等の地位に立つことが最も必要であるという点は、まさに御意見の通りだと思ひます。検査制度につきましては、すでに各地におきまして、自治的に検査を施行いたしておるところもありますし、又地方庁におきまして検査員等を設けまして検査をいたしておる地方もあるやうであるのであります。で、今後牛乳の取引につきましては、いわゆる団体契約による文書化契約によりまして、その場合にできるだけいわゆる検査制度の活用というものも、そういう場合を通じて

まして勵行するように奨励をして参りたい、かように存するのであります。が、本制度を全面的に、而も制度として実行いたします場合には、人員なり、或いは機構なりというものにつきまして徹底した措置をとらない限りにおきましては、逆に名のみありまして実が伴わない。而もそれが特定の業者等に利用されるやうな、逆な弊害も起きて来るのであります。これにつきましては、御意見の点はまさにその通りと思ひます。御意見の点につきまは、人員、經費、そういう点につきましてのもつと徹底した措置をとるということが前提をなすと考えられるのであります。その段階に行きますまで、行政的な措置によりまして、できるだけ各地にそういうことを自治的に行ひ得るやうな地方庁を通じて努力して参りたい、かように存じておるのであります。今直ちに政府といたしまして、そういうことにいたしまする段階にまで到達してないといふ意味合において御了承願ひたいと思ひます。

○河野謙三君 今の局長の御答弁によりまして、いわゆる公正な第三者検査の必要は認めておる。そういうお言葉はお使いにならんけれども、そういうふうには私は受取りました。但し第三者検査をやる場合には、それに所要の人員なり予算というものが相當要り、取りあへずの間に合わないものであるから、これは後日に譲つた、こういうことではあります。然らばこの法案を出す以上は、おつけ臨時国会なり、通常国会には、その問題について具体的な成案を得て臨まれますかどうか、どうでしょうか、これを伺ひたい。

○政府委員(大坪藤市君) 行政措置と

いたしまして文書化契約、それに関連いたしまして団体契約におきまして、できるだけ検査制度というものを自治的に活用する措置をとつて参りたいと考へるのであります。その結果を見まして全国的に、而も全面的にそれを組織的に運用し得るというふうな見通しが立きますれば、お説の通り私どもといたしましては予算機構その他の点を整備いたしまして実施して参りたい、かように考へるわけであります。

○河野謙三君 あなた大臣じやありませんから、ここで通常国会に必ず成案を得て臨みますという答弁は無理かも知れませんが、あなた自体はその必要を感じ、そういう措置をとりたい、こういうふうにお考へになつておられますか。

○政府委員(大坪藤市君) 牛乳取引の点につきましては、第三者の公平な検査、而もそれが厳格に公正に且つ全面的に行われるということは、これは必要じやないかと思うのであります。できることならばそういうような制度を設けて参りたい、かように考へるわけでありまして。

○河野謙三君 然らばその間において、そういう成案を得るまでの間において適當な行政措置で指導して行くとおつしやいますか、適當な行政措置とは具体的にどのようなことでしょうか。

○政府委員(大坪藤市君) 文書化契約の内容をなす問題かと思つては、宛手、買手、その契約の場合に検査員等の問題が当然起きて来ると思つては、あなた

して、経費等の面もあると思つては、府県の検査或いはその双方の協定になる第三者としての検査員の採用、こういうふうな問題にかつて来るかと思つては、あなた、そういうふうな検査員による検査というふうな点を勵行するような恰好に持つて行きたい。

○河野謙三君 その間は契約の内容によつて文書で行きたい、こういうことですね。併しそこまでお考へになつておるなら、折角この法律をお出しになつたのでありますから、何らかこの法律に第三者検査の趣旨を生かすような方法をお考へになつたらどうでしょうか。この法律はこのまゝにしておかないで、行政措置とおつしやいますけれども、仮に行政措置にしても、行政措置をとりいように、自動的に行政措置がとれるように、この法律を何とかお考へになる、そのようなお氣持はありますか。

○政府委員(大坪藤市君) 御尤もの御意見と思つてはありますが、現在のところ政府といたしまして、予算につきましても、或いは人員につきましても、特別の措置をとられておらない關係上、法律の規定といたしまして、そういうふうなことを実施して参るといふことにつきましては如何かと存じまして、差控えた次第でございます。

○河野謙三君 私はそういう第三者検査について消極的な態度というものは、この現在行われている買手検査の弊害というものを非常にあなたのほうでは寡少に評価しておられる。これは決してそういうふうな小さな問題じやないのです。でありますから、これは一つ我々のほうも考へますが、あなたの

ほうでも更に御再考願いたい、こう思つては、他にいろいろ御質問のものがあつたのであります。御質問のものが、昨日からいろいろ御質問申上げまして私があなたの御答弁でまだ納得の行かない点がありますから、繰返してお尋ねしますが、この酪農振興法による措置、これと従来行なつておりましたところの酪農家創設のものと、この施設の、こういうものと絶対に相食むことはございせんか。これは従来の酪農振興法による集約酪農地域として、それに伴う補助援助、こういうものと酪農家創設の方法、方針、これと全然これは抵触しませんがどうか。私は抵触しないといふことをここで言明を願ひたい限り、こちらを捨ててこちらを取るのでは何ならぬので、この線をはずりして置いて頂きたい。資金の面におきましても、牛の面におきましても、言葉を換えれば物の面も金の面も、これは従来の酪農家創設の既定方針には何ら抵触するものではない。既得権はどこまでもこれは認めるというところであります。どうか、それをお尋ねしたいと思つて。

○政府委員(大坪藤市君) 酪農家創設特別措置法と本酪農振興法に基づきする集約酪農地域の指定につきましては、これが既定方針といたしまして、相反するものでないといふことは御意見の通りであり、私もそういうふうな考へておるのであります。ただ既得権と申しますと、既得権という言葉を解釈の問題かと思つては、酪農にの精神を基礎といたしまして、酪農にの御説明によると、七億というものは、酪農家創設特別措置法と一体になりまして、当該地域につきましましては、酪農を主体にして無畜農家の有畜化を図つて行くというように私は考へておるのであります。

○河野謙三君 私は昨日から申上げておる。例えば今年度約一万九千頭の酪農導入計画がある。これは従来の酪農家創設の方針に基いて立てられたものでないか。ところが今度酪農振興法によつて集約酪農地域の指定ができた。あなたのほうは徐々にやるといふけれども、一応この建前から言へば、これが五十カ所であつて、一カ所三百頭といふことになる、そこに一万五千頭行つてしまふじやないか、そうすると、こちらのほうは心配している。ところがあなたの御説明は、これは従来のものの中に集約酪農地域の指定ができるのであつて、これは全然地域から見れば別のものじやない、こういう説明ですね。それはそれでよい。それでしようけれども、何と申しまして集約酪農地域に指定すれば、非常にこれにウェイトがかかる。この法律ができれば、いわばこちらのほうが軽くなつて来る。そうして一万九千頭のうち、一万五千頭を集約酪農地域に持つて行かないでしようか。ここに五千頭なり、七千頭のものがあることは間違いない。そうすれば、従来の酪農家創設の主軸をなしている酪農導入というものは非常に一般地区は大きな支障を来す。中金が七億といふことをあなたはおつしやつたが、こういうものは何もこの法律を目当てに公庫が予定しているものではない。あなたの御説明によると、七億というものは、従来の酪農家創設の制度に備えて、これは公庫には七億という金を予定した。そうすると、今度法律によつて集約酪農地域に対する金はそつちに行かなければならない。牛も行かなければならない。而もこつちウエイトがかかるといふので、あなたのほうで、この際はずきとそれとこれとは別であるから、従来の酪農家創設のほうの事業は一切これは抵触しない。一切これは無関係である、こういう御説明を願ひたい、これは私のほうは納得できないのです。どうして納得できない。それはどういふのでありますけれども、間違ひありません。物の面も、牛の面も……。

○政府委員(大坪藤市君) 無関係と申しますか、酪農家創設特別措置法によりまするやり方というもののにつきまして、乳牛の場合におきましては、すでに過去におきましても大府県ごとに特定の地域というものを設けまして、集中的に導入するような措置をとつてゐるのであります。そのうち特に酪農振興に適しております地帯を更に本法によりまして抽出いたしまして、その地域につきまして集約酪農地域を設定いたしたのでありますから、從來におきましても、大体におきまして当該地帯におきましては、乳牛の導入が府県を通じて強く現在におきまして要請されておるのであります。で、その土地につきまして、本法によりまして特別指定地域を作るから、今までやつておりますことを更に強化して参るといふようなことに相成るのであります。従つてその間におきまして年々予算を幾ら投下するか、或いは自然に乳牛がどのくらい増加して参る

かということも関連して参るのではありませんが、私もどなたもいたしましては、全国的にもできるだけの畜産家創設特別措置法によつて無畜農家の解消ということを実行して参りたいということを考えております。これらの点と畜産農家、この本法に基く集約酪農地域の調整の問題につきましては、これは遺憾のないように措置をして参りたい、かように考えておるのであります。

○河野謙三君 同じことを幾度も繰返しても、これはしょうがないかもしれません、これは要するに結論として、従来の有畜農家創設の制度というものに影響を及ぼさないように努力するというのではなくて、影響を及ぼさないということをはつきり約束できますか。

○政府委員(大坪藤市君) 従来の線を強化して参りたいと考えておるのであります。それに相反するということはないと考えるわけでありま

○河野謙三君 もつと具体的に言々と、各県別に昨年はそれ／＼あなたのほうの調査の結果、乳牛を例えれば埼玉は三百もあつたとか、千葉は五百もあつたとか、茨城は幾らもあつたとか、この数字は仮定ですが、あるわけです。従つてそれらの実績あるところは、続いて条件が変わらないのでありますから、二十九年度も全体の枠が二十八年度と同じなら、そのぐらゐのやはり導入の枠はもたえるだろうと、こう期待しています。これは期待するのが当り前だ、間違つてはいない。そういう各県の要求というものは正しい、正当な要求なんです。そういうものに對して去年まではそうやつたけれども、今度は酪農振興法によつて集約酪農地

域、このほうに優先的に金を割かなければならぬから、去年は三百頭、今年も百頭、百五十頭、こういう結果になりやしないか、私はこういうことを恐れておるのです。然るに今御答弁聞いておきますと、そういうことにはならぬ、さうおつしやいますので、絶対にやりません、さういふことは……。

○政府委員(大坪藤市君) 只今の御質問の点につきましては、これは過去の実績と申しますか、府県の計画等もありませんので、これを著るしく変更するといふようなことはできないと思つておられます。勿論全国を通じて乳牛の導入計画をどうするかということにつきましては、年々これを計画いたしておられますので、調整はとるべきであると思つておられますが、著るしく事態を変更せしめよう、府県の計画を阻害せしめようといふようなことはいたしつこない、又いたしてはならないと、かように考えておるわけでありま

○河野謙三君 局長、十分この調整について今まで毎年御苦労なさつておられるに、各県の要求に對してあなたのほうは削減するに苦勞して来られた。従つて例えれば千頭要求があつたところに五百頭、三百頭といふことでやつて来た。その削減するときに、今年一年は待て、その代りに来年何とかするからといふことで来ておられるわけですか。でありますから私が今申し上げることは、各県で相当真剣な問題なんです。でありますから、この点を特に私はくどく伺つておるわけなんです。それからもう一つ伺いたいのは、一体集約酪農地帯といふものは、これはこの法律を我々まだ審議してはいないけれど

も、各県からおれの県には何カ所あるからこれを指定してくれ、こういう希望が殺到しておるわけなんです。聞くところによると百五十カ所、二百カ所も来てるおるといふ話であります。これは各県から集約酪農地帯の指定をしてくれといふ希望といふものは何カ所ぐらゐ来ておられますか。

○政府委員(大坪藤市君) 集約酪農地域に對します各府県の申込と申しますか、希望は、現在までのところ今お手許に資料として配付いたしておるんですが、百二十四カ所であるのであります。そのうちすでにジャージー地区として指定しております地域が六カ所ありますので、百十八カ所が新規地区として指定してもらいたいといふ御希望ということに相成るわけでありま

○河野謙三君 いや、その表のほうから見ておられますが、その以後において更にその希望が殖えておるませんか。

○政府委員(大坪藤市君) これは多少その後殖えておると思つて。又同時に取消と申しますか、地域変更をして来たような地区もあるようでありまして、全体の数字といたしましては多少殖えておるか、かように考えております。

○河野謙三君 その中で、これはまあ要求ですね、今度は立場を変えて、農林省のほうでその百何カ所のうち、これは農林省が技術的に調査した結果、まあ調査の過程でありましようけれども、農林省から見てこれは集約酪農地帯として適當であると判断が下せるのは何カ所ありますか。

○政府委員(大坪藤市君) その点につきましては、現在のところ申出のところが

るを書面で審査しておる過程でございます、どのぐらゐ具体的に適地であるかといふ点につきましては的確なる判断を持つておりません。今後よく調査いたしまして適地を選定いたしたい、かように考えておるのであります。

○河野謙三君 私はなぜさういふふうに向かうかといふと、過日の委員会でも問題になりましたように、あのジャージーの指定で、岡山であるとか、やれたね。あれは局長は政治的にきめたのだ、非常にあの指定は政治的な要素が含まれておると思つて。今までは大しき間違いはないと思つておられますが、今後数多くの集約酪農の指定地を決定する場合に、はつきりと今から農林省のほうの条件といふものをきめておきませんと、これは私はえらい、今度こそ政治問題化すると思つて。特に私は御注意申上げますが、大体私は全国的に各県にどこにも一カ所ずつやううと又余裕ができた二カ所にしよう、三カ所にしよう、各県ごとに平等に置くやうといふ考えは私は非常に不平等だと思つて。酪農の適地といふものは、日本のように北から南に長い所で、概括的に言へば北のほうに適地であつて南のほうは不適地だと思つて。それは南のほうであつても高い山もある、必ずしも九州に適地がないとは言いませんけれども概括的に北が適地であつて南は不適地だと思つて。さういふやうな傾向において、あなたのほうが若し各県別にどの県にも大体一カ所から二カ所ぐらゐやらなければ収まりがつかないといふお考えであるなら大変な間違いであつて、これはもう政治的

にきめるものじゃなくて、どこまでも技術的良心に基いてきめるべきものだと思いますが、例えば五十カ所あるから各県に大体一カ所ずつという原則ですか。さうでなくて、私が今申上げるように、どこまでも技術的な立場から、北を中心にして、私は南は絶対にいかんといふのじゃないが、酪農の適地を中心にしてこれを指定するといふお考えですかどうか、これを伺ひたい。

○政府委員(大坪藤市君) 集約酪農地域の選定につきましては、本法において予定いたしました通り、自給飼料の面或いは農業労働力の面、さういふような面を勘案いたしまして、最も酪農に適した地域を選定するといふようなことでありますので、これは飽くまで技術的見解に基きまして決定すべき問題だと思つておられます。府県の分布と申しますか、さういふやうな府県に一カ所を設けるといふような筋合のものじゃないかと存するのであります。

○河野謙三君 さういふ御方針だとすると、結果的には北海道を第一として、大体北のほうに指定地が片寄つて、南のほうは指定地が少いという結果に私はなると思つて。今こゝでこの県がどうとは言いません。さういふ結果に私はなると思つて。さういふやうなことを言ふのは、あなたが非常にさういふ御方針で、あなたの部下の技術者を大いに鞭撻されましても、政治的に必ず私は各県に一方所か二カ所要するといふことにせられはしないかと思つて。さういふ結果に陥るならば、酪農振興どころの騒

ぎじやない。これは局長、毅然たる態度で今あなたが北から出発して酪農の適地の順にやるといふ御方針に間違いはございませんか。

○政府委員(大坪藤市君) 北のほうを中心にするお申し込みは、その点につきましては、各地におきましてもいろいろ特色があるのでございまして、必ずしも北に集中するとは考えられないのであります。地域の選定につきましては、飼料事情その他の事情を勘案いたしまして、技術的な適地基準を選定いたしまして決定して参りたい、かように考えるわけであります。

○河野謙三君 これ以上それに対してお尋ねすることは局長を疑うことになりましますから、私はこれで伺いませんが、どうぞ先ほどの御説明のように、どこまでも技術的なおきめになるのであつて、果てであるとか、政治的配慮によつてきめるんではないという再々々の御説明でありますから、私はそれを信じますが、若しそういうふうなことに對して、あなたの良心というものを對して圧迫が加わるようなことがあるならば、私は今からお約束いたしますが、私のみならず、ここにおいで委員は率先してあなたの技術的良心に基いて行つておられる措置を応援すると思ひますから、あなたは、私はそう思つたけれども、どうも偉い人が来てどうにもならなかつたというふうな結果を私のほうに報告しないように、そういう問題があつたら事前に我々のほうに御連絡願ひたい、我々は大いにあなたを叱咤奨励するものでありますから、それをお願いいたします。

○清澤俊英君 これは只今の河野さんの言われる適地の問題について、指定

条項として、労働条件並びに耕作条件として第三条第四項を御指摘になりましたが、なお、これに對する足鹿君の政令等による指定基準的な政令ですかを参考として要求しておられますね。

それに対してのこの書類によりまして、有畜農家創設特別措置法の解説の四十四頁から四十六頁の間にあります。こういうものを昨日ちよつと経済課長に一部分をお伺いしましたところ、相当改正してある所もあると、こつと言つては、それでこれでは余り難儀であり、而も指定地域としての基本条項として非常に重要でありますので、この四十四頁から四十六頁の間に於ける、ここに丁度書類が出ておる間における、この中のどこをどう改訂するか、改訂したところがあるか、私はちよつと昨日一、二カ所聞きまして、これはこういうふうな改訂してある、これは問題になるませんので、改正した所はどこで、あとは全部この条文通り、そうすれば我々は全部の資料を頂くつもりです。つきりしますので、その書いたものを明日それを先ず頂戴したいと思ひます。できますか。

○政府委員(大坪藤市君) お手持ちの基準につきましては、それは外国から輸入して参りますジャージー種を導入します場合の基準であつたのでございまして、今回行います集約酪農地域につきましての基準につきましては、別にお手許に資料を御配付を申上げていますのであります。多少ジャージー種を導入いたしました場合の基準よりも、全体といたしまして条件が緩和されているというふうな恰好になつてゐるわけでありま。

○清澤俊英君 だからあなたの方のほうで公式に出されたもので、足鹿君の要求に對して集約酪農地域の指定基準に關する政令及び現行の集約酪農地域建設要綱を参考として出している。それに対してあなたのほうでは、別冊有畜農家創設特別措置法の解説、四十四頁から四十六頁を参照してくれ、こうなつておるだけですから、このうちの入用な所はどこでございませうか。

○政府委員(大坪藤市君) それは足鹿委員のほうは、今までやりましたジャージー種の導入基準を出せということでありましたので、それにつきましては、そういうふうな趣旨でお出ししたものであります。

○上林忠次君 先ほどの河野氏の質問に對しまして、北のほうが適地じやないか、そこへ集まるんじやないかというふうな質問に對しまして、そういう工合になるんじやないかというふうな御返答がありましたけれども、生乳を供給する地域の選定、これは成るべく消費地を控えた所であつた条件の揃つた所があるなら、そういうふうな生乳の増産ということを考へて行かなければいかんじやないか。そうすると先ほどのお話は、ジャージー種の集約地域というところについては納得できませんが、生乳が榮養から考へても、或いは利用から考へても一番いいという、生乳の今の足らん状況から考へて、これは全国的に消費の増がある所に、而も条件の揃う所があつたら、そういう所にはどんな集約地を作つて行かなければならんじやないかというのですか、先ほどの御返答であれでいいんですか。

○政府委員(大坪藤市君) その点は私は北のほうに集中するんじやないか、こういうふうな御意見でありました。が、これは必ずしも北のほうに集中するということとは、よく審査して見なければわからない、かように申上げておるつもりでございませう。或いは審査の結果北のほうに集中するといふことが起り得るかも知れませんが、それは飼料まで審査の結果でなければわからない、かように考へておるのであります。同時に集約酪農地域の建設につきましては、市乳地帯というものは、これは原料乳地帯と同様に、草資源なり、或いは飼料事情なり、労働条件なりが適しております場合には、これは原料乳地帯と同様に認めて行く方針であるのであります。市乳地帯における市乳を對象とした集約酪農地帯を設定しないというふうな考へ方は全然ありません。その点は御了承願ひたいと思ひます。

○上林忠次君 ずつとここで聞いておりますところによりまして、どうも農林省は生乳に對して熱意が少いんじやないか、大体生乳の値段が、これは生乳の生産者の値段、生産者のコスト計算、これと原料乳の生産地のコスト計算、どつちがどれほど儲けになるのか、どつちがどうな状態になつてゐるか、朝の話を私は聞かなかつたのでダブつてゐるかも知れませんが、どういふような工合になつておられますか。小売価格については、これは配給の費用とか、いろいろマージンが入つておりましたために、これを聞いてもわからんと思ひますが、生産者の販売価格から見てもどつちが利益になるか。

○政府委員(大坪藤市君) 市乳地帯と原料乳地帯、これは勿論地帯によりまして多少の相違はあると思ひますが、原則といたしまして市乳地帯におきまして生産者の手取りが多いということに相成つておるのであります。勿論この点につきましては、原料乳地帯はおおむね山間僻地の交通不便な所が多いのであります。従つて自給飼料等に多く頼つておるという関係もあるわけでありまして、手取りの金額自体としては市乳地帯のほうが多いのであります。農家の側から見ました場合に、それが再生産費というものと睨み合せます場合に、どちらのほうが純粋にプラスの面について多いかという点につきましては、これはいろいろ問題があるかと思ひます。絶対額といたしましては市乳地帯のほうが多い、こういうことになつております。

○上林忠次君 絶対額を聞いてゐるんじやなくて、ネット収入がどちらが多いか、私がこういうことを聞くのは、この間もお話しておりましたように、大体シテイ・ミルクの値段が安いんじやないか、抑えられてゐるんじやないか、まあこれは屬するもので、而も配給といふような仕事があるために、なか／＼商社に對抗して生産者がこれを適當にさばくことができないというふうな弱点があるために、案外この値段が抑えられてゐるんじやないか。それと市街地を一応中心にして、生活程度の高い、民度の高い所でそういうようなものが生産されてゐる。そうすると生産コストは余り違ひない、余つて高く売れる生乳が案外安く抑えられてゐる。それほど生乳の地帯の生産者は困つてしまふのじやないか。而も今粉食の奨励に伴つて生乳の生産をせにやいか

ん、もつと上げてやるならもつと増産できるのじゃないか、それを手放にしておいてあんなに乳業者に任せておけるという点で、この生乳の地帯は相当抑えられておる。これによる利益が結局北海道あたりで、ああいうような北海道バスターとか、クロバーだとか、或いは雪印だとか、ああいうような連中と有利に競争しているのじゃないか。その競争できるのは生乳地帯の乳業者がいい地位に置かれていて、その利潤で以て北で案な競争をし得るのだというところまで考えるのですが、それでももつと高く買えるのじゃないかという点をつかみだすために、先ほどのようなネット・インカムがどのようになつてゐるか、ネットあたりの利益がどの程度かというふうになつてゐるかというところを聞かなくては。

○政府委員(大坪藤市君) 市乳地帯におきましては、交通関係等からいたしまして、牛乳の取引価格は原料乳地帯よりも相当程度平均的に言ひまして高い価格に決定をせられております。これは私どももいたしましては、勿論牛乳といたしましては生乳のまま消費するということも最も合理的であると思ふのでありまして、できるだけ今後市乳地帯における酪農の振興につきましても努力をして参りたい、かように考へておるのであります。農家のネット計算ということになりましますという、これは原料乳地帯におきましても、市乳地帯におきましても、どちらの側におきましても、いろ／＼の問題があるろうかと思ふのであります。乳牛の飼育が非常に多量に飼育されておる、集乳に非常な多額の経費を要する。或いは処理工場といったしまして極

めて少量の牛乳しか集荷できないといふような場合におきましては、これは原料乳地帯におきましても、市乳地帯におきましても、単価当りの中間コストと申しますか、経費と申しますか、そういうような点を多額に要しますの、自然とそれが農家のほうにしまつて、せざるという関係があるのであります。私ももといたしましては、それらの点に鑑みまして、できるだけ集約酪農地域等の運用によりまして乳牛の飼育の密度を上げて参りたい。これは原料乳地帯におきましても、市乳地帯におきましても平等に強く要請される問題かと思ふのでありまして、さような点につきましては、今後農家の純手取りというふうな点を増加して参るよう措置して参りたいと考へております。

○上林忠次君 集約酪農地帯を作るときに、生乳の集約酪農地帯を作るといふことになりましても、結局これがまあ乳業者に売られ、自分で配給できないだらうというところになりまして、今の乳業者が横暴を逞にしている、割安に集乳ができ、こつちで案な経営をやつてゐる、これが又北海道に行つて生産者の資本と有利な地位で競争するといふことがますます強くなるのじゃないか。このシテイミルクを生産するため集約酪農地帯に、それに対してはどういうふうなことを考へておられるのか。これはやはり乳業者に売るのだという建前で行くのか、農林省はもつとほかに煉乳と競争できるように何とか政府のバックを考へておられるか、どの程度のことを考へておられるか、ただ契約してどん／＼売つて行くといふことになりましますと、やはり乳の弱味、生乳をつかんでゐる弱味のためにどう

しても抑えられ、結局乳業者の資本をますます／＼膨大ならしめるということになるのじゃないか。

○政府委員(大坪藤市君) 市乳地帯と原料乳地帯との関連であります。現在におきましては市乳の消費が極めて伸長をいたしておりますので、そのために市乳の奪ひ合いと申しますか、そういうような現象が起きておる。併しこれは勿論全地域に亘りましてそういうわけではございませんが、地域によりましては相當な激甚な競争と申しますか、それによりまして相當割高に取引されておるような現象もあるわけでありまして。今後の問題といたしまして、集約酪農地帯におきまします。ゆる乳業の問題でございしますが、これは先ほど来問題になりました通り、集約酪農地帯におきまします酪農振興計画を設定いたします場合に、酪農振興計画の一環といたしまして、集約関係並びに集乳いたしました牛乳の処理計画というものを具体的に立てる予定であります。いゝゆる生産者の団体等による集乳並びに牛乳処理計画というものが現実必要であり、且つ又それができるといふことになりますれば、それらの点につきましては、私どももいたしましては可能な限り予算、資金等の運用によりまして、これが助成をして参りたい、かように考へるわけであり

○委員長(片柳眞吉君) ちよつと申上げますが、まだ質疑はあるとは思ひますが、大分質疑が進行してゐると思ふのですが、大臣も見えておられますので……。

○河野謙三君 もう一言……。今私の酪農適地の質問途中に関連質問が出た、中途になつたのですが、もう一遍結論として質問申上げてあなたの御答へを頂きたいのですが、酪農適地というものは全国どこにもあるわけじゃない、そう私はさつき申上げたのです。適地を指定して、これを基礎に酪農の振興をして行こうというわけでしょう。振興の目的を果すか、否かというところは、指定が適正であるか、否かというところ、一番大きな問題がある、根本があるのです。その場合に日本の全土を大別すると、北のほうが適地であつて、南のほうが北に比較しては不適地である、こういう私は結論になると思ふが、どうかということをお申上げたので、これは畜産局長自身お調べになつたように、私は何も根拠なく言つてゐるのじゃない、あなたのほうの家畜の疾病障害の統計を見て御覧なさい。特に乳牛の疾病障害の統計を見て御覧なさい、この統計によつて地域別にどこが適地で、どこが不適地でないかというところははつきり出ている。そうして北が適地であつて、比較的南が不適地であるという結論が出て来る。そういうことについてお尋ねするのであつて、私はこつちつたわかつて、これをなぞあえて聞くかという、今度たまたま集約酪農地帯を五十カ所作るといふ、五十カ所というのと大体北海道に一つか二つ、それと取りあへず各県に十カ所だといふような政治的な配慮で五十カ所というふうなことを考へておられると、これはとんでもない間違ひである。真剣に酪農振興をしようとい

う考へ方じゃない、真剣に適地を指定しようという考へ方じゃないのだというふうには思ひますので、仮に五十カ所を指定する場合に、果別に十カ所とか、そういうふうな不平等な考へ方ではなくて、真に平等の見地に立てば、北を中心にして適地から随時やるべきだ、こういうふうな考へ方ですが、それに間違ひありませんか、どうかといふことを伺つたのです。ところが関連質問で上林委員の質問によると、何らまだ……、その語尾がちよつと濁つて来たようでありまして、重ねてもう一遍伺つて、大部委員長も荒れてゐるようでありましますから(笑聲)私はこの辺で質問を終ります。

○政府委員(大坪藤市君) 御意見の通りであります。

○江田三郎君 この際大臣に三點お聞きしたいと思ふのですが、これは今までの質問の中で政府委員のほうからは答へられたのですが、先だつて砂糖の問題について政府委員の答へられたことが、大臣によつてそのまゝ認められんといふような前例もあつたので、今後は重要な問題は必ず大臣に聞くといふことでなければならぬ、こういう考へ方であるのですが、大臣もこの衆議院の修正案には賛成である、こういうことでもありますが、この修正案の第一条によりまして、単にこれは集約酪農地帯の振興といふことだけでなしに、広く酪農振興、更に又農家経営の安定といふことを目的にしているわけですか。そうしますと、この目的とこの法案の内容とは大分違つて来るわけで、本法案の内容といふものは依然として集約酪農地帯の振興といふこと以上に出ていないと思ふので

りとお聞かせ願いたい。これはまあ大臣が答へられなくても、当然農林省はそうだと思いますけれども、併し例の飼料需給安定法の第七條発動あたりを見ても、どうも少し頼りないのじやないかという感じがしますし、もと／＼大臣は政府委員の答弁だけじゃあよつとあとで否定される虞がありますから、念のために……。

○国務大臣(保利茂君) 私どもとして農家がいろいろの産物を出されますのは、それが再生産をなし得ないと、もう翌年はやめてしまふというふうなことになるのは大変だと、まあむずかしい言葉で再生産を補償するというふうなことになるのか存じませんけれども、とにかくもうこういふものは引合はんからやめたというふうな形にならないように持つて行かなければならぬ、こういうふうな考えでおります。

○江田三郎君 最後にもう一つ。今大臣が言われますように、日本の酪農を振興するのには、こういうけちな議論でなしに、少々値が下つてもやつて行けるように強力な計画をちゃんと立てて行かなければならぬと、私はこう思ふ。それについて一つ念のためお聞きしておきたいのですが、近頃バターが入りました、更にアメリカの過剰農産物処理から二百万ポンドのバターが入るのではないかと、これがちよい／＼新聞に出ますが、若しさやうなものか平然と言うか、悠然と言うか、何か知らんけれども、どつと入つて来るということになる、これはやはり今日の日本の酪農にとつては大変なことになると思ふのですが、そういうふうなことを大臣はどうお考えになつていますか。二百万ポンドのバターの輸入

入ということについてお考えになつておられるのですか、どうですか。

○国務大臣(保利茂君) 私は今二百万ポンドを入れないで済むならという考えは持つておりません。併し昨年の秋の衆議院、参議院を通じての多数の御意見として、或いは衆議院等におきましては、決議、院議まで決定せられておるわけですが、いわゆる日本の食糧事情に基いて食生活改善を急速にやらなければいかんじやないかという点、それにはその改善をなし得る条件が非常に欠けておる、それはまあ例えばいわゆる牛乳であるとか、バターとかの生産が供給に伴わないのみならず、価格が割高である、従つて幾ら粉食と言つてみたところで、そういう条件が整わらずして、ただ食えは誰しも食うものはおらないので、そういうことが私は両院を通じての多数の御意見であつたと存じますが、そういう上から、それではその安い外国製の乳製品を、そういうふうな大きな国民的要請に應えるために、多少の摩擦を忍んでもバター等を大量に輸入してやるといふことも、或いは大きな見地から言へば一つの行き方であらうかと考えますけれども、併しながら、何と言いましても内地酪農の振興というところは、先ほど申しますような両面からの、将来永久に亘る食糧政策に大きな関連を持ちますから、その芽を摘んでしまふような措置は、これはもう断じてなすべきではないのである。従つて今後ともそういう必要がある場合には、又輸入等をいたします場合には、国として内地酪農を圧迫せざる用意を整えた上でなければ簡単にいたすべきものはない。私は

はまあそういうふうな考えにしているわけでございます。今具体的に幾ら入れるというふうな考えは持つておりません。

○河野謙三君 関連して……。大臣は先ほど少しばかりのバターを入れて農家がばた／＼するようでは困るとおっしゃいましたが、それは農家におつしやつたのですか、誰におつしやつたのですか、誰に対する言葉ですか。少しばかり入れて農家がばた／＼するようではいかんというの……。

○国務大臣(保利茂君) 私はまあ言葉が悪ければ、お耳障りであれば、どういふところで耳障りになつておるか存じませんが、要するに内地酪農が十萬ポンドか、二十萬ポンドのバターが入つて来て、それで大騒ぎしなければならぬというふうな底の浅い、脆弱な形に困るのではないかと、それを今どういふことができるの……。

○河野謙三君 私は勿論そういうふうなばた／＼することでは困ると思う、内地の酪農民がそういうことではたばたしないような条件を整えるのは農林大臣の責任です。そういうことが願わしいのです。農家の、これは米の生産者であらうと、麦の生産者であらうと、乳の生産者であらうと、農民心理といふものは、売るものは安く買って買ふものは高く売りたい、買ふものは安く売りたい、売るものは高く売りたい、米を高く売りたいというのが全国の農民の叫びではございせん。米を安く売りたい、麦も安く売りたい、乳も安く売りたい、餌を安く提供してくれ、税金を

安くしてくれというのが農民の真の叫びです。併しこれは過日米申上げておるように、僅かに二十萬ポンドのバターであらうけれども、今全国の酪農民の最悪の事態が来ているときに、決してこれはバターを入れる適當な時期ではないかと思ふ。過日米申上げておるように、全く乳牛を飼つておる農家は逆ざやに今なつており、そういう際に今バターを入れることは、これは私は決して適當でないと思ふ。ところがそのバターを入れるについては、これは農林大臣の同意なくして入れられないはずであります、大臣はこういうふうな乳製品のストツクは殖える、餌は上る、その他いろいろな条件が、悪い条件が重なつておるときに、このバターを入れたことは、これは大臣は人ごとのようにお考えになつておられる、とんでもない間違ひであると思ひます。今の僅かに二十萬ポンドのバターでありましても、この今入つたバターは全国の酪農家の経済条件に鑑みて適當な時期であつたと、これはお思ひになりますか。これは私は大臣でありましても、これは酪農振興に關係ありませんが、この間バターを二十萬ポンド入れた、これはどういふ手を通して輸入して、この入つたバターはどういふ手を通して売つて、この差額といふものはどういふところに金が行くのだというふうな資料を要求しましたが、これは酪農振興法と關係はありますが、明日までそれを御提出願ひたいと思ひます。

○国務大臣(保利茂君) 私の考えは先ほど江田さんに申上げた通り、御意見は何つておきます。

○河野謙三君 意見じやないですよ。今全国の酪農家は条件が非常に悪い。非常に逆ざやになつておる。こういう事実を事実としてお認めになる、その際に僅かに二十萬ポンドでもバターが入つたことは、適當年時に適當な数量のバターが入つたという御認識をお持ちですか、どうかということをお伺つておる。

○国務大臣(保利茂君) 必要を感じまして入れることにいたしましたわけでございますが、それにつきましましていろいろの御意見もあらうかと存じます、必要を感じまして入れたのでござい

○河野謙三君 これは適當な措置であつた、こういうふうにおつしやるのを私がどういふ言ひに行きません、が、それだとすれば、先ほど江田さんが、将来のバターの輸入についての御心配があらうとしたが、それに対して大臣は慎重な措置をとるとおつしやいましたけれども、こういうふうな最も一、二年來ないところの悪条件まで追込まれておる酪農家の状態を見て、而も二十萬ポンドのバターを入れたといふことは、将来もつと／＼余計にバターを入れることを大臣はお考えになつておられる、こういうふうに見て私は差支えないと思ひますが、そういうことですか。いや、大臣、あれは今のようなんです、乳がだん／＼安くなつて酪農製品がストツクが殖えて、そうしていわゆる餌が高くなつて、これほど悪い条件はないでしよう。そういうときに、現に牛乳は下つておるのです、生産者の販売価格は下つておるのです。更にこれ引下げようとしておるのです。本当はバターや酪農品は上るべき時期なんです。例年同じなん

は、例年と同じなん

うでございますから質疑を続行いたしますが、成るべく簡潔にお願いをいたしますと存じます。

○清澤俊英君 私ほちよつと体が悪いものだから、いろいろ質問をしたいと思つておつたけれども、ずつと誰かやるかと思つておりましたが、残されておるものが少しありますので、一、二質しておきたいことがあるのであります。

第三条の二項の第三に「生乳の生産者の共同集乳組織の整備及び乳業の合理化に関すること」等を酪農審議会としてしなければならぬ。このためには第八条で「国は、毎年度、予算の範囲内において、都道府県に対し、云々」という条項が出ておりますが、これに對して何とかするであらうと言われておりますが、この部分に對するものと具體的などれくらい補助金が出るか、或いは貸付をするために農林漁業金融庫にどれくらいものを、どういう国の予算を廻すとか、それはどういう条件において貸出すとかいうようなことがもつと明確に規定せられておりませんならば、これは非常に空文化する虞れがありますので、そういうものををもつと砕いたものにして、何か出される意思があるのかないのか、それをお伺いいたします。

○政府委員(大坪藤市君) 提案いたしました通り、酪農振興法案の第八条に於ておりまして、国は、毎年度、予算の範囲内において、都道府県に對し、第三条第二項の酪農振興計画を實施するため必要な経費を補助することができるといふ、第一項にはそういうふうに規定いたしてゐるのであります。第二項に

題が具体的計画として設定をされるはずであるのでありまして、その設定には、勿論申上げました通り、集約酪農地帯におきまして、関係者の意見を土台として決定することになると思いますが、そういう計画があります場合に、その計画を実行するための第十二条であるのであります。従つて規定の恰好から申上げますと、こういうような恰好になつて参ると思ひますが、これはその裏には具体的計画というものがありまして、それを実行して参りますために知事の承認というような制度をとつてゐる、こういうふうなことであると御理解願ひたいのであります。

いまするが、勿論これは私どもにいたしましては団体契約が原則であり、殆んど団体契約になると思つておりますので、各個々の生産者が牛乳業者と契約を締結するというような場合は、実際問題としてはなからうと、かように考へておるわけであります。

○溝澤俊英君　ただ問題は、団体契約をする場合に、この法案で見た上からという、そこにある工場等を中心にして一つの地区がでる上、こういう場合ができております。その際にその地区を指定されたから団体契約が本旨だということで、まあ義務的に書面契約をして行かなければならないのか、契約は随意なのか、これを外した場合、お前は団体と関係がないのだからというので虐待を受けるようなことはないのか、これは如何ですか。

○政府委員(大坪藤市君) これは契約自由と申しまするか、契約につきまして、契約そのものを拘束するというふうな考え方は持つていないのであります。ただ団体取引をいたしまする場合におきましては、団体と団体の関係におきましては、丁度組合法その他団体の構成法規の中でおのずからこれだけ処理せらるる問題であるのでありまして、そのほうの面の拘束は受けると思ひますが、勿論契約そのものを拘束するような考え方は持つておりません。

○清澤俊英君 自由ですな。
○上林忠次君 ちよつと簡単に……。

先ほど会社の設立許可の件ですね、これは何ですか、まあ生産面に応じて設

備を許すということでしょうか。それは従来会社の経営している工場がも

工場を作るといふときには自由な
すか。すでに設備があるから、それを
伸ばしてやるということになるのか、
それはどうなんでしょうか。生産者自身の
設備をする……。

○政府委員（大坪 義市君） その問題に
つきましては、酪農振興計画を樹立し

たします場合に。現に既存の工場がある場合におきまして、新たに工場を作る計画をいたしますことが、当該地方の合理的な酪農振興計画になるか、ならんかということが具体的問題として検討されると思うのであります。

その場合におきましては、本案で御修正願つております通り、関係の農業協同組合或いは農業委員会、地元の下町村、そういう関係者の意見を十分聞いて酪農振興計画を立てる、その場合に酪農特興計画の一環といたしまして

の工場設置計画ということになりますから、新らしく工場を作るということが合理的であるということになれば、当然そういうふうな工場計画が織込まれると、かように考えるわけでありませう。勿論そういふ場合におきましては、多くの場合、生産者の共同によらず新らしく工場を作るといふような場合が多かろうと思うのでありまして、その場合におきましては、合理的なのである限りこれは地方長官として当然承認すべきものであると、かように考えるのであります。

○清澤俊英君　ちよつと、二十二条
 と思いますが、酪農審議会ですか、

れの構成員に生産者の団体の代表となつておりますが、この酪農生産者の

団体というしつかりしたものがまだないと思うのです。酪農だけのこれは農

か、見られないのか。酪農生産者のい
つかりした団体が無いとしても、不
全ながらそれらに命じて適當な生産
の組織内からでも推薦してやらせる
意向なのか。生産者の団体代表とい
うのはどういう範圍で……。

○政府委員（大坪勝市君） 農業協同組

合等は当然生産者の団体と考えて支障ないものと思うのであります。勿論末端と中央との構成の關係もいろいろありまするが、とにかく全国を区域としてみまする農業協同組合連合会或いはそれに関連いたしました団体は当然生産者の団体と認識すべきものと、かうに考えます。

○清澤俊英君 私はそれがどうも一つ一つの疑問になるのですがね、仮に糸仙堂定法によつて審議などの際の藩の生業者の団体としては養蚕などがありま

す」ところがこの農業協同組合は大分米を中心にしたものができているのであつて、酪農には余り、直接自分がつておるといふような余り関係の深人が出ておらない。従つてそれで今養連にも問題が始終起きておる。養連のようなものを作つてみても問題がて来ているのです。今も聞きますと生産者団体からもバターを入れてくといふ要求があつた。これらは私は私らしく生産農民の考え方とは全く考えが別なのじやないかと思われる。そなものは入れてもらつちやかなわな

という考えであるにもかかわらず、
今生産者の団体からそういう要求が

りましたと、あなたがおつしやる
り、生産者の団体という中でそうい

ようなことを言う人を代表に入れら
たら、これはとんでもない問題にな

全なから、醜態の生産者主体といふのが全図的なものがあると思うのです。不完全ながら……。まだ完全なものではできておらないと思うのです。だが併しそれでもいいから。そういうものから出すのが本当じやないかと、こゝう私は考えるので、特別にお伺いし

いと思ひます。

○政府委員（大坪藤市君） これは相半具體的な問題になるかと思ふのであつたと思いますが、生産者団体と認識されますが、団体は、現在斎藤に關しましても或る程度の数があるのであります。これ例えて申上げますれば、全国の販賣業協同組合連合会でありますが、これは當然、現に当該団体におきましても酪農工場を持つてゐるというよう事情もあるのであります、これは當然に生産者団体の中の一つじやな

か、かように考えられるのであります。

○河野謙三君　先ず私はお断わりしますがね、何も議事引延しなんというとは毛頭考えていない。一つの証が、私はあんなのほうに要求している資料でまだ手許へ来ていないのがあのです。それさえも私はこういう皆んに御迷惑をかけちやいかんと思うも要求していない。それは今度の酪振興法の当初政府の作つた原案と我的手許へ来ておるのは大分違ひます。軒楽曲折があつたことは事実

す。その中に看過することのできな
のは、あたかも酪農資本によつて、

の圧力によつてこの箇所が修正され
と思うようなところもあるのです。

ありますから、かねて政府の当初の案と今度の我々の手許へ来たのと比

たい、こう思つたんですが、これさえも、私はこの際大事な問題であると思ふけれども、あえてお尋ねしていいのです。決して私は何も議事進行の引延しをしようとは思つておりませんよ。この点は御了解頂きたいと思ひます。若し今から皆さんのお許しを願ふなら、これは重大だと思ふから、今から資料を置いて質問したいと思ひます。併しあえて私は申しません。私が先ほどから第三節のことを言つてゐるのは、なぜ修正をしなければいかんかという事は、これに對しての私の疑問が畜産局長の答弁では一つも氷解しないのです。今、清潔さんなり、上林さんの質問でも、企業許可に對してあなたの御説明はいつでもその指定された当該地区の合理的、合理的と云うつておられる。そういう合理的という言葉をこの行政権を府県知事が任されて府県知事はどうしてやれますか、その合理的とは一体何か。例えはこの指定地区に百石の牛乳が出る。この百石の牛乳が出る指定地区において、その地区におけるこの乳業の能力というものは、あなたは百石対百石の能力が合理的とおつしやつておられるのか、その合理的な内容を知事にお示しにならなければ知事は運用が付きませんよ。私はこれを伺つておるのだけれども、どうしてもその具体的な御答弁がない。知事は行政権の幅が非常にある。或る場合には牛乳資本の味方をして、当然農民の味方として起つて来るところのその地区の協同組合の処理機関、こういうものを新設しようと思つたときに、現在ここにもうすでに百石の生産能力に對して、森永の工

場が百石の処理能力があるから、これはお前は農業協同組合であるけれども、農民の要求であるけれども、これは許可できない。これは不合理だからいけない、こういうふうになる。これはあると思う。これを大別すると、北海道の場合には例の雪印の場合が既得権があるわけなんです。内地に來ますと、殆んど協同組合の処理機関で成功してゐるのはない。協同組合が若しやるとすれば、これから起つて来る問題をここでこの法律によつて内地の協同組合が牛乳の処理をやろうという場合、この法律によつて、知事権限によつて抑えられる危険があるわけなんです。そういう危険は私の杞憂でしようか。そういうことについて具体的に知事に権限を任すなら任すで、百石の生産能力に對しては、その地区においては百五十石までの能力を認めるのだらうか、二百石までの能力を認めるのだらうか、これを私は伺つてゐる。この場合時間の關係上私の考え方を申しますと、百石の牛乳の生産能力があるならば、その地区におけるこの牛乳の処理能力というものは、常に百石をオーバーした百三十石なり、百五十石なりなければ農民は売手市場が維持できない。百石対百石というものは決して農民の立場からいつて合理的じゃない。特に農林省では畜産の十カ年計画を立てて、将来日本の牛乳を百万トンにしよと計画を進めてゐる。これから推して、一方です。殖産。一方なら処理能力を、一方に進めて、常に処理能力を幾らか過剰な形に置いておかなければ酪農振興にならない。そこで第三節の問題は非常に關係が深いので、この運用を誤れば酪農振興と

このじやない。これは集約酪農じやなくて酪農酪農法になりますよ、私はそう思ふのです。その点を具体的に伺つてゐる。それさえ私はあなたから具体的に御答弁があるならば、あえて何もこの三節について云々言いませんけれども、どうしてもその問題に私は非常に危険を感じるからお尋ねするので、特に先ほど上林君のお尋ねのようす。農業協同組合の場合には、これは優先的に、仮にそこにすよ、過剰処理能力があつても農業協同組合があえてそれをやろうというなら、これはあえてこの農業協同組合の分は優先的に認めるというのかどうか、こういう点も私は伺ひたい。

○政府委員(大坪藤市君) 農業協同組合につきましては、これは農業協同組合が共同して牛乳を消化し、又それに更に一段進みまして処理、加工をするという点は最も望ましいことじやないかと思ふのであります。従ひまして、酪農振興計画を設けたいとする場合に、そういうようなことをやるのが適當であり、且つ本条第十一、条の四の「酪農振興計画に適合する」といふふうなことで、それらの計画になりまする場合におきましては、これは當然農業協同組合に承認すべきものでないかと、かように存するのであります。

○河野謙三君 それからさつきの合理的とおつしやるその合理的の内容、基準ですね、これをお示し願ひたい。これは私が仮に知事に示した場合に、今のようなあなたの御説明のようになつた知事の運用というものは困りますよ、生産能力に對して、先ほどからたび／＼申上げてい

るように、その地区の処理能力というものは幾つがあなたに合理的とおつしやつておるのか、これを伺ひたいと困るのです。若しその幅をここでびつちりと百石対百石とか、百三十石とかいふことを入れないといふれば、私は言えないと思ふのです。そのときどきの経済条件がいろいろ違ふから言えないと思ふから、そこで私は第三節において、若し何だつたら異議の申立があつた場合には、農林大臣の意向によつて中央に酪農審議会を作るのだから、酪農審議会に諮問して、農林省で運用の過らないようにするといふ穴をあけておいたらどうかと思ふのです。そんなことは無理じやないと思ふのです。今の農業協同組合を優先的に認めるといふことも、初めから農業協同組合なら何でもかまわないから許可するといふわけにかんていしよう。そこにはおのずからその気持があつても運用において限度があるでしょう。そういう場合も農林大臣に異議の申立をして、そうしてやるということにしたほうが私は運用が楽になるのじやないか、知事もそのほうが楽です。大体各県に行つて御覧なさい。畜産というの一番ボスが多い。私のほうの神奈川県は、酪農部長は家畜の数と畜産ボスの数は一致すると云われたことは名言だと思ふ。豚のボス、雞のボス、馬のボス、山羊のボスと云ふものだ。このくらいあるさういふのですよ、各県というものは、畜産については……、そういう点について知事が非常に困るのです。良心的な知事は非常に困るのです。ですから私はこれを申上げるこれについて具体的とは一体どうかということを決して無駄な質問じやないと思ふ。

○政府委員(大坪藤市君) この集約酪農地域につきまして知事の承認の基準、これに關連いたしまして、不承認の場合に農林大臣に更にその措置を、何と申しましたるか、異議の申立ができるようにしたかどうかという御意見は、実は具體的の意見といたしましては初めて拝聴いたしました次第であります。私どもとしては一応通牒等によりまして、そういうような場合の措置をして参りたい、かように一応は考へておるわけでありまして、併しなから、法律の明文によつて、そういうようなことをやれるというやうなことであります。それは御意見と思ひます。私どももいたしましては、行政的措置と申しますか、通牒等の点で一応目的を達成し得るじやないか、かように考へておるわけでありまして、

○河野謙三君 それね、その政府原案を畜産局長みずから、それは御尤でありますから、そういうふうにおつしやる方がいい、こういうことをおつしやることは、それは無理でしょう。私はそういうことをあえてあなたに答えてもらいたいとは思ひませんけれども、若し政府原案でどこまでも行くのであれば、合理的といふものは、生産量對處理能力は幾つと幾つの比率においてこれを合理的と稱するのだという一つの基準を与えなければ、これは非常に悪用されますよ。それを私はお示しを願うならば、あえて私はこれは修正しなくてはならない。その基準を示さないで、ただあなたに言う通り、合理的合理的といふのでは、知事によつて

ならないのですが、一単位であらうと、複數單位であらうと、その地区の共通した処理能力というものは、これは同じである。そこであなたは基本的に、私が想像いたしますのに、一對一にお考えになつておるようだが、そうだとすると、工場の機械が壊れた、ストライキが起つた、そういう場合にこの間申上げましたように、一體酪農家はどうか、酪農家というものは冷蔵庫を持たない永屋のようなものは酪農家であります。でありますから、こういう非常に弱味のある酪農家というものに對しては、処理能力というものは平常の場合であつても、常に百に對して百三十、百四十なければパランスはとれないのです。そういうことを私は前提にしなければいけません、併しこれはあなたが御共鳴なさらないから、これ以上やつておると長くなりますから、私はあなたのお考えが非常に誤まりであるということを申上げて、江田さんから御事

二一

意もありましたから、それでやめます。

○北勝太郎君 私は生産者みずからが乳製品を作る、或いは生産者の団体が乳製品を作るというような場合には、知事の許可が要らないのだという僕は解釈をしておるのですが、例えば自分の作った乳を自分が精米するのにも何も当局の許可を得る必要はない、それと同じように取扱うべきである、そういう解釈をすべきであると思う。現に北海道でも例えば町村とか、宇都宮とかいうところは、自分の生産した乳を自分だけで工場を作つておるのがたふさんある。そういうことは許可を要しないという解釈をすべきではないかと思うのでありますが、どうですか。

○政府委員(大坪藤吉君) この点につきましては、具体的計画でそれを決定して参るものであります、当然生産者等の処理はみずからやるというようない形になつて来るのであります、知事の承認、これは形式的には必要と思ひますが、とにかく自分でやるということになればもう問題はないわけですから。

○北勝太郎君 自分でやる意味ですが、生産者の団体がやる場合においてもそういう解釈ができるのじやないかというわけですか。

○河野謙三君 例えば北海道の青印の会社がそういうものをやる場合どうしますか。そういうことをはつきり聞いておかないと危いのだよ。

○政府委員(大坪藤吉君) 農民がみずからのものをみずからやるものにつきますしては別問題であります、協同組合等の団体がやります場合には、当然府県知事の承認を要するものと思ひます。

○上林忠次君 大体そういうような現在工場があるものについては、これを継続させてやるというようないことになりますと、本場の産地に役に立つような乳業者が発達しないと思うのでありまして、私といたしましては、これはもうフリーで行く、勿論知事の認可を得るということになりますならば、経営能力に相当堪能な人、或いは資本的に十分な会社というようない、そういうような条件を付けて行くでしょうが、誰でも大体経営させる、乳量と、それから工場とのマッチしたというようないことを考えずに自由にやらすというやういじやないか。これは勿論酪農産地の発展のためには経営能力のまづいような会社があつては困るので、この点は知事の認可を必要とするというやうないことにして自由にする、その程度の権限は知事に与えて、あとは自由だということにしないといかんと思ひますが、こういうやうないことで既存の工場を、たとえそれが不適当な工場であらうと、それを維持して行くやういふやうないことでは、酪農産地のためにならぬと思ひますが、どういふ工合にお考えになりますか。

○政府委員(大坪藤吉君) 集約酪農地域におきます乳牛計画につきましては、これは先ほども申上げております通り、具体的計画で決定をして参るわけでありまして、何も既存の工場をどうこうという筋合のものではありませぬ。計画におきまして従来の工場を使つたほうがよいという場合には、その工場で行うことになりましようし、又新たに工場を作つたほうがよろしいということになりますれば、従来の工場と並行して新規の工場を認めて

参る、こういうふうにならうと思ひます。その基本については具体的な振興計画によつて決定して参りたい、こういう工合に考えております。

○委員(片柳眞吉君) ちよつと速記を止めて下さい。

○委員(片柳眞吉君) それでは速記を始めて下さい。

○委員(片柳眞吉君) 御異議ないと思ひます。

ちよつと速記を止めて下さい。

午後七時五十八分速記中止

午後八時十一分速記開始

○委員(片柳眞吉君) 速記を始めて下さい。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

なお修正意見がございましたら、修正案及びその修正理由を討論中にお述べを願ひます。

○河野謙三君 本法はおおむね妥協なものと思ひますが、ただ第三節におきまして、企業許可の点におきまして少しく疑いを持します、その点を次のように改正したい希望を持つております。なお、ついでに申しませんが、本法におきまして最も重点を置いております取引の公正という点におきまして、取引の公正には検査の問題が非常に大きな問題と思ひますが、現在のように一方的に会計検査に任せておるといふことは少しくこの点も私

は不満であります。さういふ意味合から、第三節並びにその取引の公正を期する意味におきましての条項につきまして、以下のように修正したいと思ひますので、御賛同頂きたいと思ひます。修正案を朗讀いたします。

酪農振興法案に対する修正案
酪農振興法案の一部を次のように修正する。

目次中「第十五条」を「第十八条」に、「第十六条」を「第二十一条」に、「第十九条」を「第二十四条」に、「第二十条」を「第二十三条」に、「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二十四条」を「第二十六条」に、「第二十七条」を「第二十九条」に改める。

第二十六条を第二十九条とする。

第二十五条を次のように改める。

第二十八条 第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の過料に処する。

第二十三条及び第二十四条をそれぞれ第二十六条及び第二十七条とする。

第二十二條の見出しを「(報告及び検査)」に改め、同条に次の三項を加え、同条を第二十五条とする。

2 農林大臣又は都道府県知事は、生乳等の取引の公正を確保するため必要があるときは、その職員をして生乳の生産者又は集乳事業若しくは乳業を行う者の事務所、事業所等に立ち入らせ、業務の状況又は帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十一条中「第十九条第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条を第二十四条とする。

第十六条を第十九条とし、以下第二十条までを三条ずつ順次繰り下げ

る。

第二章第三節第十五條の次に次の三条を加える。

(農林大臣に対する不服の申立)

第十六条 第十二條第一項又は第十四條第一項の規定による都道府県知事の承認に関する処分に対し不服のある者は、当該処分を受けた日から六十日以内に、書面をもつて、当該都道府県知事を經由し、農林大臣に不服の申立をすることが出来る。

2 都道府県知事は、前項の規定による不服の申立があつたときは、不服申立書を受け取つた日から十日以内に、意見書及び関係書類を添えて、これを農林大臣に送付しなければならない。

3 農林大臣は、特にやむを得ない理由があるとき、第一項の不服の申立の期限を経過した後においてもその申立を受理することが出来る。

(農林大臣の裁決)

第十七条 農林大臣は、前条第二項の規定による不服申立書の送付を受けたときは、必要な審査を行

は、その身分を証する証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十一条中「第十九条第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条を第二十四条とする。

第十六条を第十九条とし、以下第二十条までを三条ずつ順次繰り下げ

る。

第二章第三節第十五條の次に次の三条を加える。

(農林大臣に対する不服の申立)

第十六条 第十二條第一項又は第十四條第一項の規定による都道府県知事の承認に関する処分に対し不服のある者は、当該処分を受けた日から六十日以内に、書面をもつて、当該都道府県知事を經由し、農林大臣に不服の申立をすることが出来る。

2 都道府県知事は、前項の規定による不服の申立があつたときは、不服申立書を受け取つた日から十日以内に、意見書及び関係書類を添えて、これを農林大臣に送付しなければならない。

い、不服の申立が理由がないと認めるときは、裁決をもつて、これを却下し、不服の申立が理由があると認めるときは、裁決をもつて、都道府県知事の処分を取り消し、又は変更すべき点を指示して、事件を都道府県知事に差し戻さなければならぬ。

2 農林大臣は、前項の規定による裁決をしようとするときは、あらかじめ、酪農審議会の意見を聞かなければならぬ。

(手続)

第十八条 前二条に規定する外、不服の申立、審査及び裁決の手続については、政令で定める。

附則第一項中「第十九条第三項、第二十三条」を「第十七条第二項、第二十二條第三項、第二十六條」に改める。

以上であります。

○北勝太郎君 本法案に対して附帯決議案を付けたと思います。

酪農振興法案に関する附帯決議案

一、本法の目的の拡大修正に即応して、所期する「酪農の急速なる普及発達及び農業経営の安定」の真の成果が達成し得られるよう、政府において、予算の確保及び乳製品、肉の輸入の調整その他各般の事項に亘つて遺憾なく措置すること

一、政府において、集約酪農地域の育成に急にして一般酪農の育成発達を苟くも疎かにすることのなきよう万善を期すること

一、生乳等の取引契約に当つて生乳生産者の自主性(生産者団体による共同販売)の徹底、生産者による

自己検査の確立、生乳の集団飲用の促進)を確保し、更に進んでは生乳生産者の資本による乳業施設を育成するよう、政府において適切な措置を講ずること

一、国内における草(特に野草及び飼料木)資源の改良調査及び利用増進について、政府において速かに飛躍的且つ根本的な施策を実施すること

一、政府において速かに公正なる生乳検査の徹底について適切な措置を講ずること

一、政府において優良廉価なる飼料の豊富円滑なる供給を図ること。

一、政府において、牛乳の生産費を償う乳価の維持に万全を期すること。

一、政府において、牛乳の生産費調査の完了を期すること。

以上であります。

○委員長(片柳眞吉君) 他に御発言ございませうか。他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。

酪農振興法案について採決をいたします。先ず討論中にごさいました河野委員の修正案を議題に供します。河野委員提出の修正案に賛成のかたの挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(片柳眞吉君) 全会一致であります。よつて河野委員提出の修正案

は可決されました。

次に、只今採決されました河野君の修正にかかる部分を除いて、内閣提出にかかる酪農振興法案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成のかたの挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(片柳眞吉君) 全会一致でございます。よつて本法案は全会一致を以て修正議決されました。

次に、討論中にごさいました北委員提出の附帯決議案の採決をいたします。北委員提出の附帯決議を附することと賛成のかたの挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(片柳眞吉君) 全会一致でございます。よつて附帯決議を附することに決定いたしました。なお修正案につきましても、字句等に修正箇所がありましたら、その修正は委員長に御一任願いたいと思ひます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(片柳眞吉君) なお、本会議における委員長の口頭報告の内容等、事後の手続きは、慣例によりまして委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないものと認めます。

次に、本案を可とされましたかたは、例により順次御署名を願います。

多数意見者署名

江田 三郎 清澤 俊英

河合 義一 松永 義雄

北 勝太郎 河野 謙三

松浦 定義 上林 忠次

鈴木 一 横川 信夫

雨森 常夫 重政 庸徳

佐藤清一郎 宮本 邦彦

川口爲之助 関根 久藏

森田 豊壽

○國務大臣(保利茂君) 酪農振興法案の御審議に關しまして、当委員会におかれまして、連日御熱心なる御審議を頂き、只今議決を了せられましたことに對しまして厚く感謝の意を表する次第であります。

只今議決せられました決議の趣意につきましても、一々御尤もに思ひますので、政府といたしまして、決議の趣意に従ひまして、最善の努力を払う所存でございます。

○委員長(片柳眞吉君) 本日はこれにて散會いたします。

午後八時二十四分散會

五月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、農林漁業組合連合会整備促進の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月十七日)

昭和二十九年六月十二日印刷

昭和二十九年六月十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局